

Ⅱ 関税・税関を巡る国際的な動き

第1. 世界貿易機関（WTO）について

1. はじめに

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は、国際貿易に関する国際的なルールを取り扱う唯一の国際機関であり、関税その他の貿易障害を軽減する等により人々の生活水準の向上や世界の貿易を発展させることを目的としている。WTOの任務は、「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定」（WTO協定）の実施・運用（紛争解決了解、貿易政策検討制度を含む）、多角的貿易関係に関する交渉の場の提供、開発途上国のための技術支援、IMFや世銀といった他の国際機関との協力である。2020年7月現在、164カ国・地域が加盟している。

WTOは1995年、WTO協定の発効とともに、ガット（GATT：関税と貿易に関する一般協定）を発展的に引き継ぐ形で設立された。ガットは協定上の根拠を有しない事実上の国際機関であったが、WTOは明確な法的根拠を有するなど制度的基盤が整備されている。また、ガットがモノの貿易の分野のみを取り扱っていたのに対し、WTOはモノの貿易に加えサービスの貿易、TRIPs（知的所有権の貿易的側面）等の新しい分野を含む幅広い分野を取り扱っている。加盟国間の紛争解決に関する手続について、ガット時代から大きく拡充されている。

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の立上げが合意された。ドーハ・ラウンドでは、関税の引下げをはじめとするモノの貿易の自由化、サービス貿易の自由化、途上国問題、アンチ・ダンピング等の公正な貿易を確保するための貿易ルール、紛争解決、貿易円滑化（貿易手続の簡素化等）など様々な貿易に関わる問題についての交渉が行われてきた。

以下、WTOの機構等について簡単に紹介する。

2. WTOの概要

(1) WTO協定

①WTO協定の構成（参考2）

WTO協定は、WTOの組織、加入、意思決定等に関して規定している16条から成る本文と、附属書に含まれている協定及び関係文書で構成されている。

（注）附属書は、物品の貿易に関する多角的協定（附属書1A）、サービスの貿易に関する一般協定（附属書1B）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）（附属書1C）、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）（附属書2）、貿易政策検討制度（TPRM）（附属書3）、複数国間貿易協定（附属書4）で構成されている。附属書1、附属書2及び附属書3に含まれている協定及び関係文書を「多角的貿易協定」という。

②シングル・アンダーテイク

「多角的貿易協定」は、WTO協定の不可分の一部を成し、全ての加盟国を拘束することとされており、その全てを一括して受諾すること（「シングル・アンダーテイク」）が加盟国に義務づけられている。

（注1）従来のガットにおいては、関税評価協定等の東京ラウンド協定類の受諾が各加盟国の判断に任されていたために、一部の国しか受諾せず、加盟国間の権利や義務が同一でないという問題が生じていたことを踏まえ、WTO協定の下で同様の問題が生じることを防止しようとしたもの。

（注2）附属書4の「複数国間貿易協定」については、これらを受諾した加盟国についてWTO協定の一部を成し、当該加盟国を拘束することとされている。

(2) WTOの組織

WTOの最高意思決定機関は閣僚会議で、WTO設立協定上は、少なくとも2年に1回開催されることとされている（表1）。

閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一

般理事会（議長：WALKER大使（NZ））が行う。また、一般理事会は紛争解決機関（DSB）（議長：CASTILLO大使（ホンジュラス））及び貿易政策検討機関（TPRB）（議長：ASPELUND大使（アイスランド））としての任務も遂行する。また一般理事会の下に物品、サービス、TRIPs理事会が設置されている（参考3）。

(3) 事務局（参考4）

①事務局長

WTOの事務局長は、1995年1月の設立当初、サザerland前ガット事務局長が暫定的に務めていたが、1995年5月からは4年間の任期でルジェロ元イタリア貿易相、1999年9月からは3年間の任期でムーア元NZ首相、2002年9月からは3年間の任期でスパチャイ元タイ副首相がそれぞれ務めた。2005年9月からはラミー元欧州委員会貿易担当委員が4年間の任期で就任し、2009年に再選した。2013年9月からはアゼベド元在ジュネーブブラジル代表部WTO担当大使が4年間の任期で就任し、2017年9月からも4年間の任期で再任。事務局次長には、Agah氏（ナイジェリア）、

Brauner氏（ドイツ）、Wolff氏（米）、Yi氏（中国）の4名。各次長の下には担当部が設けられている（参考4）。2020年5月、アゼベド事務局長は同年8月末の辞任を表明し、同年6月に次期事務局長の任命プロセスが開始された。

②事務局・予算

事務局はジュネーブ（スイス）に設置されている。事務局職員は623名（うち日本人5名。2019年12月現在）である。2020年の予算額は、1億9,720万スイスフランであり、このうち日本の分担率は約3.9%（分担率は加盟国の貿易額（往復）を基に算出する）、分担額は約767万スイスフランで、米（分担金約11.7%）、中（約10.3%）、独（約7.1%）、について第4位である。

(4) WTOの任務

WTOの設立協定上、WTOの任務として次の5点が掲げられている。

- ①WTO協定の実施・運用
- ②多角的貿易関係に関する交渉の場及び交渉結果の実施の枠組みの提供
- ③紛争解決了解の運用

(表1) これまでの閣僚会議

これまでの閣僚会議	主な成果
第1回（シンガポール） （1996.12.9～12）	ウルグアイ・ラウンドの実施状況やWTOの課題等について議論。
第2回（ジュネーブ） （1998.5.18～20）	広範な自由化交渉を含む、将来のWTOの作業計画について、第3回閣僚会議でしかるべき決定が行えるように準備プロセスを開始すること等。
第3回（シアトル） （1999.11.30～12.3）	新ラウンド交渉立上げに合意する閣僚宣言を採択することが最大の目的だったが、合意にはいたらず。
第4回（ドーハ） （2001.11.9～14）	新ラウンドの立上げに合意する閣僚宣言の採択等。
第5回（カンクン） （2003.9.10～14）	農業や非農産品市場アクセスの交渉の大枠（フレームワーク）、投資や貿易円滑化等の新分野の交渉開始等について議論を行ったが合意にはいたらず。
第6回（香港） （2005.12.13～18）	農業、非農産品市場アクセスでは、関税削減率等を含む各国共通ルール（フルモダリティ）の合意が目指されていたが、先送りされ、農業の輸出補助金の撤廃期限、綿花の取扱い、LDC産品への無税無枠の供与等の限られた事項についてのみ合意された。
第7回（ジュネーブ） （2009.11.30～12.2）	事前の申し合わせどおり、ドーハ・ラウンドに係る「交渉」は行われず、世界経済の成長・回復、開発へのWTOの貢献等、ラウンド交渉を含むWTOの活動全般についての評価等について、出席閣僚による発言が行われた。
第8回（ジュネーブ） （2011.12.15～12.17）	閣僚間で、ドーハ・ラウンド交渉の今後の取り進め方等の議論がなされた。議長声明においては、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性が低いことが率直に認められた。その他、サービス分野においてLDC向けの特惠の供与が決定された。
第9回（パリ） （2013.12.3～12.7）	貿易円滑化、農業の一部、開発の3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「パリ・パッケージ」を含むパリ閣僚宣言が合意された。また、同宣言においては、ドーハ・ラウンド交渉に対するコミットメントが再確認されるとともに、今後の作業として、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について、12ヶ月以内（2014年末まで）に作業計画を策定することとされた。
第10回（ナイロビ） （2015.12.15～12.19）	①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC（後発開発途上国）向け特惠関税の原産地規則について合意。ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非については、加盟国間で意見の対立が解けず、閣僚宣言では両論の併記となった。
第11回（ブエノスアイレス） （2017.12.10～12.13）	電子商取引分野における関税不賦課のモトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また、有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む71の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を發出した他、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を發出した。

④貿易政策検討制度の運用

⑤IMF・世銀との協力

3. WTO交渉

(1) ドーハ・ラウンドの経緯

ガットにおいては、8回のラウンド交渉が行われてきた(表2)。第1回から第5回ラウンド交渉では主に鉱工業品に関する関税引下げ交渉が行われ、ケネディ・ラウンド(1964～67年)及び東京ラウンド(1973～79年)では、関税引下げ交渉に加え、非関税分野における協定策定交渉も行わ

れた。

ウルグアイ・ラウンド(1986～94年)においては、従来からのモノの貿易に係る分野(農産品、鉱工業品に係る関税引下げ等)の他、サービス貿易、知的所有権(特許権、商標権等)の分野等が新たに交渉対象とされたことが、従来のラウンドとは異なる特徴である。交渉は、当初4年間の予定で開始されたが、農業をめぐる米・EC間の対立等から難航し、1994年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議で終結が宣言されるまで7年以上の年月を要した。

(表2) 多角的貿易交渉の歴史

時期	交渉	参加国	交渉成果
1947年	第1回	23	関税の引下げ、ガットの策定
1949年	第2回	13	関税の引下げ
1950～51年	第3回	38	関税の引下げ
1956年	第4回	26	関税の引下げ
1960～62年	ディロン・ラウンド	26	関税の引下げ
1964～67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の引下げ アンチ・ダンピング協定、穀物協定、化学品協定の策定
1973～79年	東京ラウンド	102	関税の引下げ 関税評価協定等非関税措置に関する協定等の策定
1986～94年	ウルグアイ・ラウンド	123	関税の引下げ、農産物関税化 WTO設立協定、サービス協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定等の策定

(注) ①日本は1955年にガットに加入。

②ディロン(米国務次官)、ケネディ(米大統領)はラウンドの提唱者。東京、ウルグアイはラウンド開始に合意した閣僚会議の開催地。

(出典：WTOホームページ)

2001年11月の第4回閣僚会議(於：ドーハ)で立上げに合意されたドーハ・ラウンドは、関税削減等の貿易自由化のみならず、アンチ・ダンピング措置等の貿易ルールの改善・明確化も含んだ幅広い分野を対象とするものであり、2004年7月の一般理事会における交渉の枠組み合意以降、本格的な議論が進められた。

2005年12月の第6回閣僚会議(於：香港)において、ドーハ・ラウンドの2006年末までの終結に向け、必要な道筋を示す閣僚宣言に合意。2006年4月末までに農業・非農産品市場アクセス(NAMA：Non Agricultural Market Access)のモダリティ(関税削減等の方式)を確立することが目指されたが、農業市場アクセス、農業補助金、非農産品市場アクセスの3つの論点における各国間の立場の違いは埋まらず、同年7月には交渉が一時中断した。

2007年1月に交渉は再開され、2008年7月、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す閣僚会合がジュネーブで開催されたが、米国とインド・中国との立場の違いは埋まらず、合意は断念され

た。モダリティ合意を目指す同年内の閣僚会合の開催を念頭に、同年12月に農業及びNAMAの第4次改訂議長テキストが提示された。しかし、関係国が主要争点について譲歩する見込みがないとの判断により、結局、同年内の閣僚会合の開催には至らなかった。

2011年に入り、同年中の交渉妥結に向けて全分野で集中的な協議が行われたが、特にNAMA交渉における米国と新興国(中国、インド、ブラジル)との間の対立を解消するには至らず、同年4月、ラミー事務局長より、現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあるとの評価があり、年内のラウンド交渉全体の妥結が断念された。その後、第8回閣僚会議に向けて、LDC向けの措置を中心としたパッケージ策定の協議が行われたが、加盟国間の意見は収斂せず、同年7月末にパッケージの取りまとめが断念された。これ以降、ラウンド交渉全体が停滞することとなった。同年12月の第8回閣僚会議(於：ジュネーブ)では、ドーハ・ラウンドについて当面一括妥結の見込みが薄いと認めつつも、交渉に引き続きコミッ

トし、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進めることが確認された。

(2) ドーハ・ラウンドの部分合意

2012年に入ると、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、交渉が継続する貿易円滑化が先行合意の候補の一つと目される一方、途上国からは自らの関心事項の進展なしに貿易円滑化のみの先行合意は認められないとの反発が見られ、同年後半には、途上国グループが、貿易円滑化の先行合意の条件として、農業の第4次改訂議長テキストの一部を抜粋して成立させるべく関税割当運用等の提案が出された。

2013年になると、同年12月の第9回閣僚会議（於：バリ、以下MC9）の成果の候補として、貿易円滑化を中核とした、農業の一部、開発（LDC関心事項を含む）の3分野から成る先行合意パッケージの成立を目指して交渉を進める方向となり、各分野における交渉が加速化された。その結果、MC9においては、上記3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。特に、2004年よりドーハ・ラウンド交渉の一分野として進められてきた貿易円滑化交渉が妥結した（貿易円滑化協定の詳細については下記(3)⑤を参照）。貿易円滑化協定に係る改正議定書は当初の2014年7月までの採択予定から遅れて、2014年11月の一般理事会において採択された。

2015年は年明けから、ドーハ・ラウンド交渉をどのように妥結させるのかについての議論が始まった。途上国側は2008年7月時に交渉していたモダリティ案（いわゆる農業分野のRev4、NAMA分野のRev3など）をベースに交渉を行うべきと主張し、先進国側はそれらモダリティ案が過去に合意できなかったものであることから、それらをベースに議論することはできないと主張し、平行線をたどった。同年9月になると各国の間で、同年12月の第10回閣僚会議（於：ケニア・ナイロビ、以下MC10）を失敗させないためにスモール・パッケージ（部分合意）を目指すべきという認識が共有され始め、農業・LDC・ルールなどの分野に注目が集まりはじめた。また、スモール・パッケージの議論と並行し、MC10以降の交渉のあり方（いわゆるポスト・ナイロビ）についても議論となった。日米EU等の先進国は、ラウンド交渉をこれ以上続けても意味のある成果は望めないことから交渉を終了し、WTOはドーハ・マンダートを越えて新たな課題に取り組むべきと

主張し、それに対し多くの途上国は途上国の優遇措置を重視する現行の交渉の枠組を維持するためドーハ・ラウンド交渉を維持すべきと主張した。

MC10ではスモール・パッケージ及びポスト・ナイロビについての交渉が断続的に行われ、当初の会議日程（2015年12月15日～18日）を1日延長し、閣僚宣言及び閣僚決定が採択された。スモール・パッケージについては、①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC（後発開発途上国）向け特惠関税の原産地規則が合意された。ポスト・ナイロビについては、途上国と先進国との対立は最後まで解消できず、閣僚宣言としては異例の両論併記となった。

(3) 最近の動き（参考5）

2017年12月10日～13日に開催された第11回WTO閣僚会議（於：アルゼンチン・ブエノスアイレス、以下MC11）では、各国間の意見の懸隔が狭まらず、全参加国の合意が必要である閣僚宣言の採択には至らず、議長個人の責任による議長声明が発出された。各論については、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等について、全参加国の合意による閣僚決定が発出された。また、有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む71の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出したほか、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明が発出された。

MC11後は、2018年10月にカナダがWTO改革に関する非公式少数国閣僚会合を立ち上げるなど、WTOの改革・現代化に向けた議論が有志国間で行われる一方、ドーハ・ラウンドの交渉分野については、漁業補助金等に関する議論が行われている。第12回WTO閣僚会議（以下MC12）は、2020年6月にカザフスタンの首都ヌルスルタンで開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催時期等が調整されている。MC12においては、MC11で立ち上げられた電子商取引、投資円滑化等の各分野に関する有志国会合において一定の成果を出すこと等が目指されている。

（参考）マルチ（全加盟国間）でのドーハ・ラウンド交渉全体が停滞する中、ラウンドの枠外で、WTOにおいてプルリ（有志国間）での新たな貿易交渉の動きが強まっている。具体的には、現在82カ国・地域によって締結されているITA（Information

Technology Agreement：情報技術協定) 対象品目拡大について、2012年5月以降交渉を行い(2020年7月時点54カ国・地域が参加)、2015年7月の交渉会合において、関税撤廃の対象品目(合計201品目)の合意に至った。その後、各参加国の各品目のステージング(関税撤廃期間)について交渉を行い、MC10期間中の同年12月16日、品目拡大交渉が妥結した。これにより、交渉参加国・地域の関税は、2016年7月1日以降、順次撤廃されることになった(国会の承認を経て、我が国は2017年5月16日に協定を実施)。更に、2014年7月にはAPECで合意された環境物品リストをベースに環境物品の関税撤廃に向けた交渉(EGA：Environment Goods Agreement)を14カ国・地域(EUを1地域とカウント)で開始した(2020年7月現在で18カ国・地域が参加)。また、上述の通り、MC11においては、電子商取引の分野で、電子商取引の貿易関連側面についての将来のWTO交渉に向け探求的作業に取りかかる意思表明をする閣僚声明を発出した他、投資円滑化やMSMEs(零細・中小企業)等の分野でも有志国による閣僚声明が発出された。これらをベースに現在も議論が継続している。

(4) ドーハ・ラウンドの各交渉分野

① 農業

農産品に係る関税(市場アクセス)、国内支持(国内補助金)の削減、輸出補助金の撤廃等についての交渉。関税の分野では、各品目の関税削減方式や同方式の例外としての柔軟性が認められる品目(重要品目)の取扱い等について、国内支持の分野では、貿易を歪める国内補助金等の削減方式等について、輸出補助金の分野では、同補助金の撤廃に関するモダリティ等について、議論が行われてきた。上記の通り、MC10において農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等について合意した。

② 非農産品市場アクセス(NAMA)

鉱工業品・林水産品の関税及び非関税障壁の削減・撤廃についての交渉。

関税の分野では、各品目に対し一律に適用される関税削減方式(スイス・フォーミュラ)や特定の分野に関し自主的に一層の削減を行う分野別関税削減等について、非関税障壁の分野では、技術

規格等の関税によらない輸入障壁の撤廃等について、議論が行われてきた。

③ サービス

国境を越えるサービスの市場アクセス、国内規制及びサービス分野におけるルールについての交渉。市場アクセスの分野では、リクエスト・オファー交渉を中心に、外資規制撤廃等のサービス貿易に係る内国民待遇等について、国内規制の分野では、免許・資格の要件といったサービス貿易に影響を及ぼす国内措置に係る規律の策定について、ルールの分野では、セーフガードや補助金等のサービス貿易に関連する規律の策定について、議論が行われてきた。

④ ルール

アンチ・ダンピング(AD)、補助金(漁業補助金を含む)等についてのルールに関する交渉。ADの分野では、AD措置の濫用防止を目指しての規律強化、一般補助金の分野では、貿易歪曲的な補助金や融資等についての規律強化、漁業補助金の分野では、禁止の対象とする漁業補助金の範囲等について、議論が行われてきた。

⑤ 貿易円滑化

貿易円滑化協定は税関手続の迅速化・貿易手続の透明化等を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置を定めるもので、2013年12月のMC9において交渉が妥結された(全加盟国が協定テキスト案に合意)。その後、2014年11月のWTO一般理事会において本協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択された。2017年2月22日に加盟国の3分の2以上の110カ国・地域が同議定書を受諾し、貿易円滑化協定は発効した。同協定は、WTO発足後に結ばれた初の多国間協定であり、ドーハ・ラウンド交渉の重要な成果の一つである。我が国は、2015年5月の国会承認を経て、6月1日にWTO事務局に受諾通知を行い、6番目の受諾国となった。2020年7月時点で151カ国・地域が受諾済みである。

⑥ 開発

既存のWTO諸協定における開発途上国に対する「特別のかつ異なる待遇」(S&D)の規定をより効果的かつ実施可能なものとするために、該当文言・解釈を見直す等の議論が行われてきた。また、貿易のための援助、後発開発途上国(LDC)に対する特惠関税(LDC無税無枠)等についても議論が行われてきた。

なお、我が国はドーハ・ラウンドが開発ラウンドであることに鑑み、平成19年度関税改正におい

て、LDC諸国に原則無税無枠の市場アクセスを供与するLDC特惠制度の拡充を行った。

⑦ 環境（EGA）

環境関連の物品及びサービスについての関税及び非関税障壁の削減又は撤廃等に関する交渉が行

われてきた。

⑧ 知的所有権の貿易関連側面（TRIPs）

ぶどう酒及び蒸留酒に係る地理的表示（GI）の保護促進に資するよう、GIに関する多国間の通報登録制度設立を目指した交渉が行われてきた。

(参考1) WTO加盟国・地域 (2020年7月1日現在)

アジア

アフガニスタン*
 バングラデシュ*
 ブルネイ
 カンボジア*
 中国
 香港
 インド
 インドネシア
 日本
 カザフスタン
 韓国
 ラオス*
 マカオ
 マレーシア
 モルディブ
 モンゴル
 ミャンマー*
 ネパール*
 パキスタン
 フィリピン
 シンガポール
 スリランカ
 台湾
 タジキスタン
 タイ
 ベトナム

中東

バーレーン
 イスラエル
 ヨルダン
 クウェート
 オマーン
 カタール
 サウジアラビア
 トルコ
 アラブ首長国連邦
 イエメン*

ヨーロッパ

アルバニア
 アルメニア
 オーストリア
 ベルギー
 ブルガリア
 クロアチア
 キプロス
 チェコ
 デンマーク
 エストニア
 欧州連合
 フィンランド
 フランス
 ジョージア
 ドイツ
 ギリシャ
 ハンガリー
 アイスランド
 アイルランド

イタリア
 キルギス
 ラトビア
 リヒテンシュタイン
 リトアニア
 ルクセンブルグ
 マルタ
 モルドバ
 モンテネグロ
 北マケドニア共和国
 オランダ
 ノルウェー
 ポーランド
 ポルトガル
 ルーマニア
 ロシア
 スロバキア
 スロベニア
 スペイン
 スウェーデン
 スイス
 ウクライナ
 英国

北米

カナダ
 アメリカ合衆国

中南米

アンティグア・バーブーダ
 アルゼンチン
 バルバドス
 ベリーズ
 ボリビア
 ブラジル
 チリ
 コロンビア
 コスタリカ
 キューバ
 ドミニカ
 ドミニカ共和国
 エクアドル
 エルサルバドル
 グレナダ
 グアテマラ
 ガイアナ
 ハイチ*
 ホンジュラス
 ジャマイカ
 メキシコ
 ニカラグア
 パナマ
 パラグアイ
 ペルー
 セントクリストファー・ネイビス
 セントルシア
 セントビンセント及びグレナディーン諸島
 スリナム
 トリニダード・トバゴ
 ウルグアイ

ベネズエラ

アフリカ

アンゴラ*
 ベナン*
 ボツワナ
 ブルキナファソ*
 ブルンジ*
 カーボベルデ
 カメルーン
 中央アフリカ*
 チャド*
 コンゴ
 コートジボワール
 コンゴ民主共和国*
 ジブチ*
 エスワティニ
 エジプト
 ガボン
 ガンビア*
 ガーナ
 ギニア*
 ギニアビサウ*
 ケニア
 レソト*
 リベリア*
 マダガスカル*
 マラウイ*
 マリ*
 モーリタニア*
 モーリシャス
 モロッコ
 モザンビーク*
 ナミビア
 ニジェール*
 ナイジェリア
 ルワンダ*
 セネガル*
 セーシェル
 シエラレオネ*
 南アフリカ
 タンザニア*
 トーゴ*
 チュニジア
 ウガンダ*
 ザンビア*
 ジンバブエ

オセアニア

オーストラリア
 フィジー
 ニューゼーランド
 パプアニューギニア
 サモア
 ソロモン諸島*
 トンガ
 バヌアツ*

計 164 カ国・地域

(注) * : LDC (後発開発途上国)

(参考2) WTO協定の構成

本 体

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

多角的貿易協定

附属書 1

附属書 1 A 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のガット]

1947年のガット

1947年のガットの下で効力を生じた法的文書

解釈了解

マラケシュ議定書 一譲許表

農業に関する協定 [農業協定]

衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定]

貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定]

貿易関連投資措置に関する協定 [TRIMs協定]

第6条の実施に関する協定 [アンチ・ダンピング協定]

第7条の実施に関する協定 [関税評価協定]

船積み前検査に関する協定 [PSI協定]

原産地規則に関する協定 [原産地協定]

輸入許可手続きに関する協定 [ライセンス協定]

補助金・相殺措置に関する協定 [補助金協定]

セーフガードに関する協定 [セーフガード協定]

貿易の円滑化に関する協定 [TF協定]

附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS] 一約束表

附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPs協定]

附属書 2

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]

附属書 3

貿易政策検討制度 [TPRM]

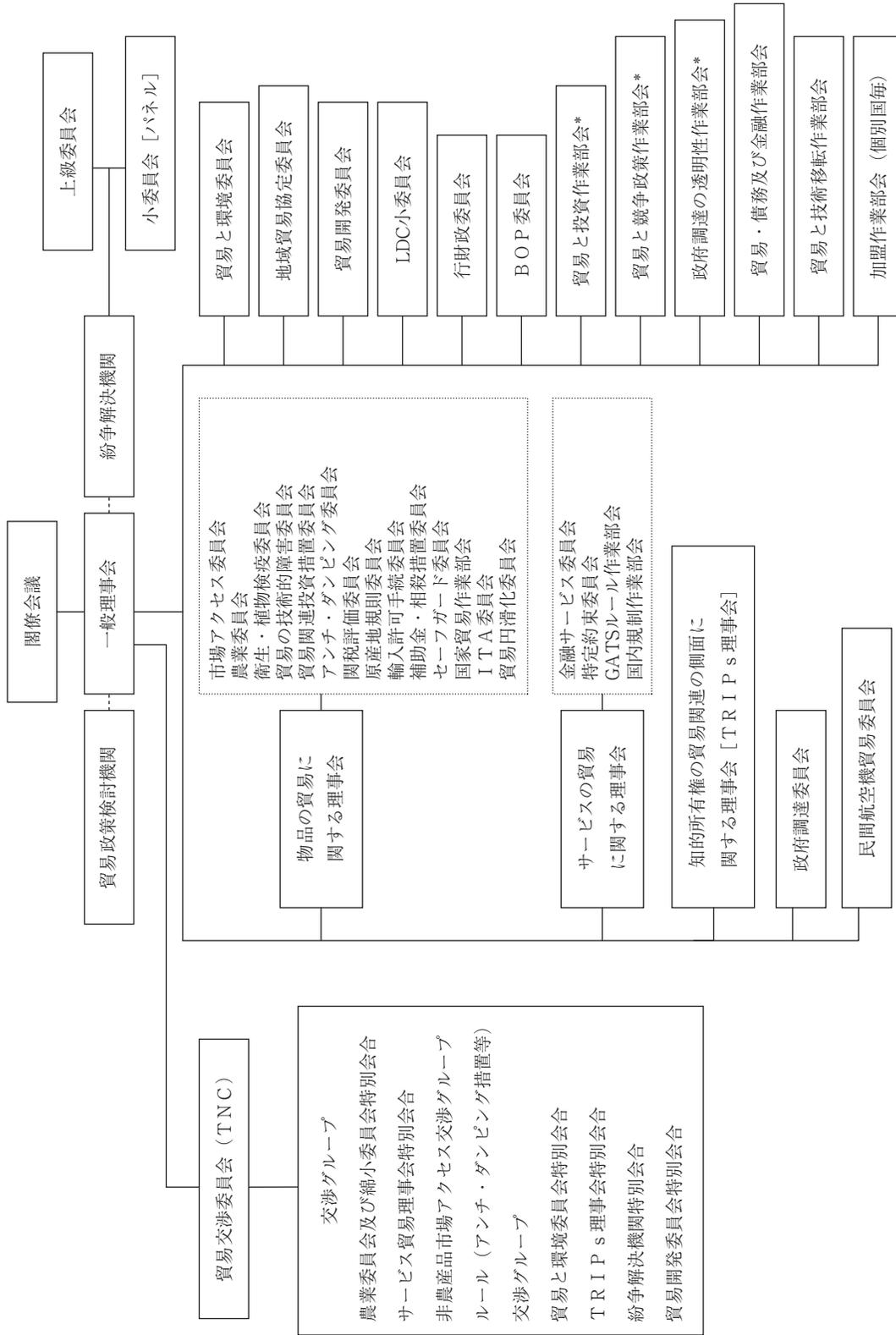
附属書 4

複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

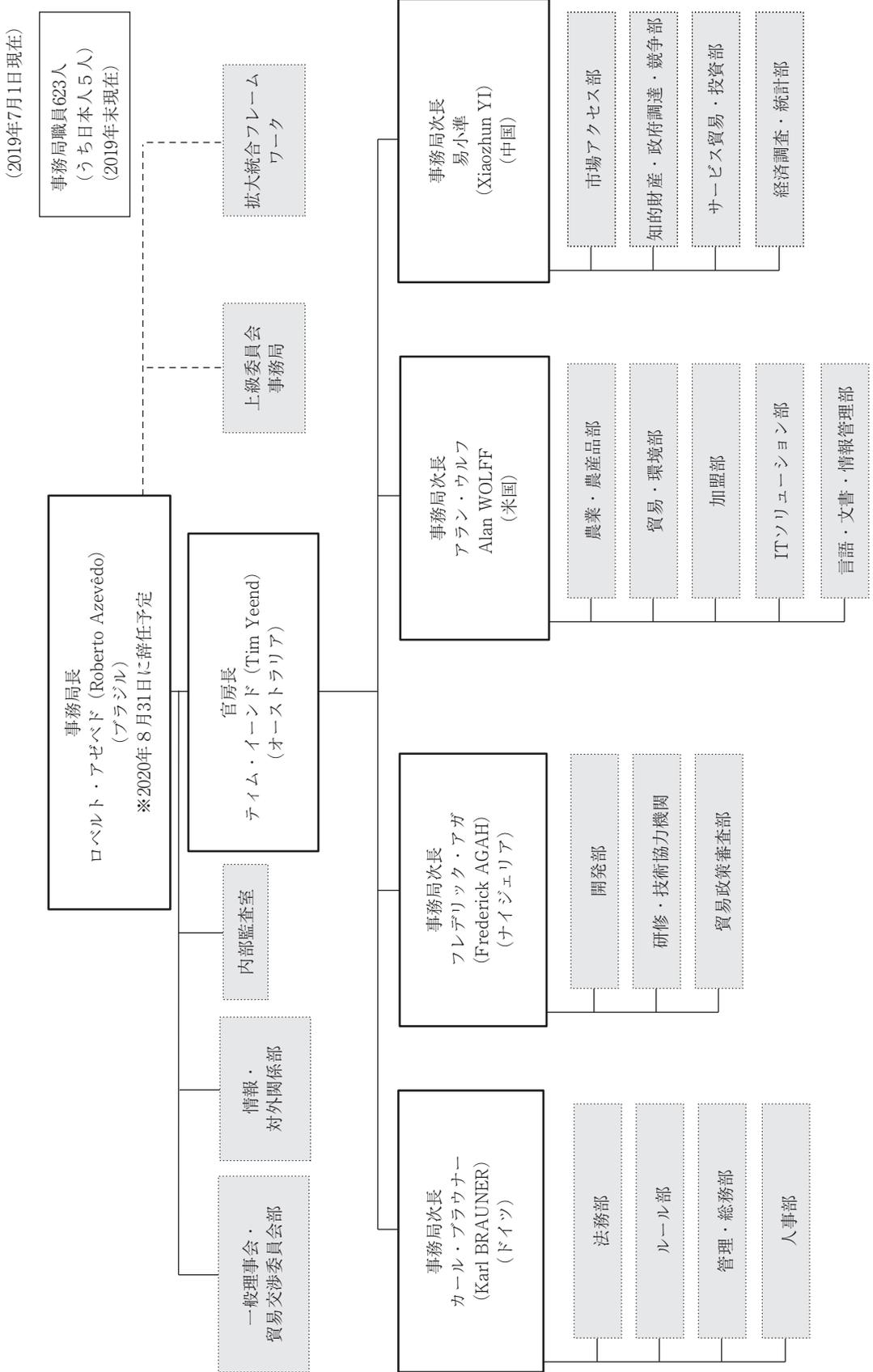
政府調達に関する協定

(参考3) WTOの組織 (2020年7月1日現在)

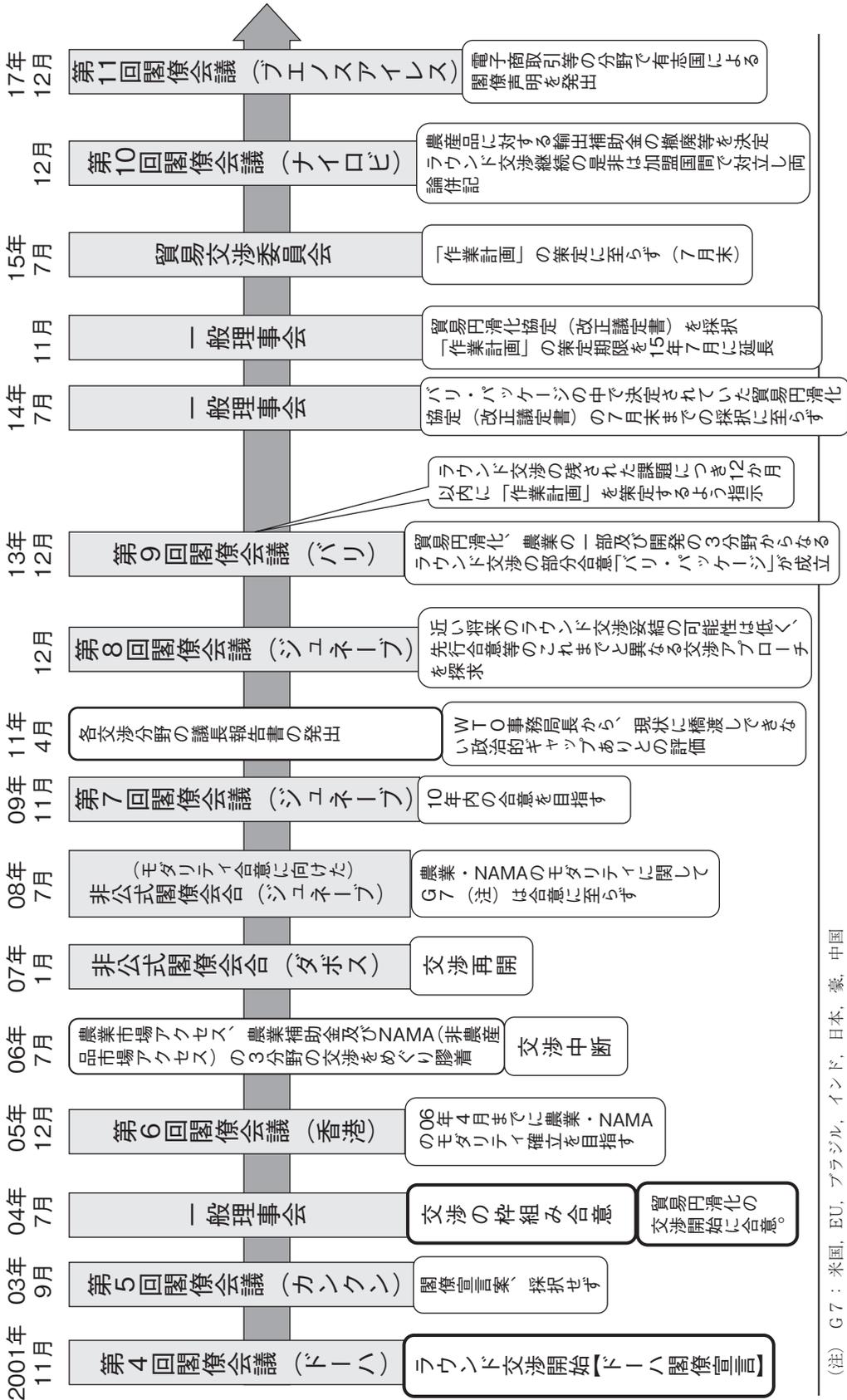


*現在、作業は停止中。

(参考4) WTO事務所の体制



(参考5) WTO交渉の経緯



(注) G7: 米、EU、ブラジル、インド、日本、豪、中国

第2. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）について

1. はじめに

FTA (Free Trade Agreement, 自由貿易協定) は、WTOの基本原則である無差別原則の例外として、GATT24条において

① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること

② 域外国に対する関税を引き上げないことの2つの要件を満たす場合に限り、認められた枠組みである。

戦後の我が国は、一貫してGATT・WTOを中心とした多角的貿易体制を対外経済政策の基本としてきた。しかし、1990年代に入ると、94年に米国、カナダ、メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）が発足するなど、世界の貿易体制の中で自由貿易協定、関税同盟等の地域貿易協定が急増した。90年代後半には、世界のGDP上位30ヶ国・地域の中で自由貿易協定に未参加なのは、日本、中国、韓国、香港、台湾のみという状況になっていった。

このように多くの国がFTAの推進に転じた背景として、FTAは多国間貿易協定に比べより迅速に協定締結に達することが可能であり、貿易創出効果による域内経済の活性化や、別の国とFTAを締結している相手国の市場において自国産品が被っている不利益が解消されるといったメリットが指摘されている。

そうした中、我が国としても、対外経済政策の基本はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化に置きつつも、WTO交渉が複雑化し必ずしも早期の成果が望めない分野が多くなっている状況にあって、多角的貿易体制を補完するものとしてFTAの共同研究・交渉に取り組んでいくこととなった。

2002年12月には我が国にとって初の協定がシンガポールと締結された。同協定は物品及びサービス貿易の自由化という狭義のFTAにとどまらず、人の移動や投資、政府調達、二国間協力等の分野を含む、包括的な経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）という形式をとった。2019年7月現在、シンガポール経済連携協定を含め、21か国・地域との間で18のEPAが発効・署名済となっている。TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協

定：CPTPP）は、2018年12月30日に発効し、日EU・EPAは、2019年2月に発効した。さらに、現在RCEP、日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPA、日英間の経済パートナーシップ（日英EPA）についても交渉を行っている。

EPAの増加にともない、我が国の貿易に占めるEPAの位置づけは益々重要なものとなっており、経済連携の推進とともに、締結済EPAの一層の活用が必要となっている。第201回国会における内閣総理大臣施政方針演説（2020年1月20日）では「自由貿易の旗手として、二十一世紀の経済秩序を世界へと広げてまいります。EUから離脱する英国とも、速やかに通商交渉を開始します。TPPの更なる拡大や、インドを含めたRCEP交渉を主導します」としており、政府の方針として、経済連携の推進とその利用の一層の促進に取り組むこととされている。

<日本のEPA交渉の現状>

①各国との経済連携の進捗状況

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況(2020年7月時点)

発効済

シンガポール(2002年11月(07年9月改定)), メキシコ(2005年(12年4月改定)), マレーシア(2006年7月), チリ(2007年9月), タイ(2007年11月), インドネシア(2008年7月), ブルネイ(2008年7月), ASEAN(2008年12月), フィリピン(2008年12月), スイス(2009年9月), ベトナム(2009年10月), インド(2011年8月), ヘルー(2012年3月), 豪州(2015年1月), モンゴル(2016年6月), TPP11^(注1)(2018年12月), EU(2019年2月)

署名済

TPP12^(注2)(2016年2月署名)

交渉中

コロンビア, 日中韓, RCEP^(注3), トルコ, 英国(GCC^(注4)), 韓国, カナダは交渉延期中または中断中)

(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP): カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, ベトナム, ヘルー, マレーシア, メキシコ(計11か国)。
発効済国: カナダ, 豪州, シンガポール, 日本, ニュージーランド, メキシコ(2018年12月), ベトナム(2019年1月14日)
(注2) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定): カナダ, 豪州, シンガポール, チリ, 日本, ニュージーランド, ブルネイ, 米国, ベトナム, ヘルー, マレーシア, メキシコ(計12か国)。
(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携): ASEAN加盟国(インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス), 日本, 中国, 韓国, 豪州, ニュージーランド, インド(計16か国)。
(注4) GCC(湾岸協力理事会): アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア, バーレーン。

②現状等

	国・地域	貿易額割合 (2019年)	現 状
発効済	シンガポール	2.0%	(協定本体) 2002年11月30日発効 (改正議定書) 2007年9月2日発効
	メキシコ	1.2%	(協定本体) 2005年4月1日発効 (市場アクセスの条件の改善に関する議定書) 2007年4月1日発効 (改正議定書) 2012年4月1日発効
	マレーシア	2.2%	2006年7月13日発効
	チリ	0.6%	2007年9月3日発効
	タイ	3.9%	2007年11月1日発効
	インドネシア	2.3%	2008年7月1日発効
	ブルネイ	0.2%	2008年7月31日発効
	ASEAN(物品貿易)	15.0%	2008年12月1日発効
	フィリピン	1.5%	2008年12月11日発効
	スイス	0.9%	2009年9月1日発効
	ベトナム	2.7%	2009年10月1日発効
	インド	1.1%	2011年8月1日発効
	ヘルー	0.2%	2012年3月1日発効
	オーストラリア	4.2%	2015年1月15日発効
	モンゴル	0.04%	2016年6月7日発効
	TPP11(CPTPP)	15.1%	2018年12月30日発効
EU (うち英国)	12.0% 1.5%	2019年2月1日発効	

署名済	TPP12	30.5%	2016年2月署名
	ASEAN (投資・サービス)	15.0%	2019年2月日本側署名, 4月までにASEAN側署名
交渉中等	コロンビア	0.1%	2012年12月交渉開始
	日中韓	26.6%	2013年3月交渉開始
	RCEP (東アジア地域包括的経済連携)	47.3%	2013年5月交渉開始
	トルコ	0.2%	2013年11月交渉開始
	カナダ	1.4%	2012年11月交渉開始
	韓国	5.3%	2003年12月交渉開始
	GCC (湾岸協力理事会)	6.7%	2006年9月交渉開始
	英国 (日英間の経済パートナーシップ)	1.5%	2020年6月交渉開始

発効済・署名済の国・地域の貿易額の我が国貿易額全体に占める割合：52.4%

3. 交渉中のEPA・FTAについて

(1) RCEP（東アジア地域包括的経済連携）

2011年8月、日中共同提案としてASEAN+3とASEAN+6双方に関する作業部会の設立をASEAN側に提案したところ、同年11月、ASEAN側は日中共同提案を踏まえ、東アジア地域の包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）に係る3つの作業部会（物品貿易、サービス貿易、投資）を設立することで一致。2012年11月、ASEAN関連首脳会議（於：プノンペン）において、RCEP交渉立上げが全交渉参加国により宣言され、2013年5月の第1回交渉会合以降、2020年7月までに30回の交渉会合が開催されている。

(2) 日中韓FTA

2009年10月の日中韓サミットにおいて日中韓FTA産官学共同研究の早期開始について合意されたことを受け、2010年5月から日中韓FTA産官学共同研究が開始され、2012年3月に「産官学共同研究報告書」が取りまとめられた。2012年5月の日中韓サミットにおいて、日中韓FTAの年内交渉開始で一致。同年11月の日中韓経済貿易担当大臣会合（於：プノンペン）の際に日中韓FTA交渉の開始が宣言され、2013年3月に第1回交渉会合を開催、2020年7月までに15回の交渉会合が開催されている。

(3) 日・コロンビアEPA

2011年9月に開催された日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時）於：東京）において、共同研究の開始に合意。同年11月から2012年5月までに3回の共同研究会合を開催し、同年7月に日コロンビアEPA交渉入りの提言を含む報告書が取りまとめられた。同年9月の国連総会の機会に日コロンビア首脳会談（サントス大

統領、野田首相（当時））を開催し、交渉開始に合意したことを受け、同年12月に第1回交渉会合が開催され、2020年7月までに13回の交渉会合が開催されている。

(4) 日・トルコEPA

2012年7月に開催された日トルコ貿易・投資閣僚会合（於：東京）において、日トルコEPA交渉開始の可能性を検討する官民共同研究の立上げに合意。同年11月からの2回の共同研究会合を経て、2013年7月に日トルコEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が公表された。これを受け、2014年1月の日トルコ首脳会談（エルドアン首相（当時）、安倍首相 於：東京）において交渉開始に合意。2020年7月までに17回の交渉会合が開催されている。

(5) 日英間の経済パートナーシップ（日英EPA）

英国・EU間で離脱協定が締結され、2020年1月31日をもって、英国はEUから離脱した。同離脱協定に基づき、離脱後、一定の期間、「移行期間」が設けられ、同期間中は日本を含む第三国とEUとの間で締結している国際約束を含むEU法が英国に適用される。

移行期間終了後は、日英間で日EU・EPAが適用できなくなることから、同EPAに代わる新たな日英間の貿易・投資の枠組み（日英間の経済パートナーシップ：日英EPA）が必要となる。2020年6月9日、茂木外務大臣・トラス国際貿易大臣間で交渉開始に合意。各分野で継続的に協議を実施している。

(6) その他

GCC（注）、韓国、カナダは交渉延期中または中断中。

（注）GCC（湾岸協力理事会）：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

第3. 最近の米国の通商政策について

1. 総論

2017年1月の新政権発足後、米国トランプ大統領は、TPPからの離脱に関する大統領覚書（同月）を発出した。また、通商拡大法第232条に基づき、2018年3月から鉄鋼・アルミニウムの輸入に対して追加関税を課し、同年5月からは自動車に関する調査を開始している。更に、通商法第301条に基づく中国の知的財産権侵害に関する調査及び追加関税措置等の検討を行う等、貿易制限措置等の積極的な活用が図られている。

中国との関係では2017年8月から米国通商法第301条に基づく、中国の知的財産権侵害に関する調査を開始して以来、追加関税の応酬が繰り返されてきた。しかし、2020年1月第一段階合意文書への署名が行われ、米中間の追加関税措置の応酬は落ち着きを見せている。

我が国との関係では、2017年4月及び11月に麻生副総理とペンス副大統領との間で日米経済対話を開催した。その後、2018年4月に行われた日米首脳会談では、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（FFR：talks for Free, Fair and Reciprocal trade deals）」を開始し、これを麻生副総理とペンス副大統領の下で行われている日米経済対話に報告させることで一致された。FFRは、2018年8月と9月に、2回の協議が行われ、9月26日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定（TAG）交渉を開始することが合意され、2019年4月より茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で交渉が開始された。同年9月25日における日米首脳会談では「共同声明」が発表され、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は最終合意に至った。両協定は、10月7日の署名を経て2020年1月1日に発効した。

2. 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定交渉

2018年9月25日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定（TAG）交渉の開始が合意された後、2019年4月には茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で2回にわたり閣僚協議が開催され、農産品・自動車を含む物品貿易の議論が開始された。また、デジタル貿易の取扱いについても、適切な時期に議論を行うこととされた。その後、

6月と8月の日米首脳会談を含む様々なレベルでの交渉を重ね、9月23日の閣僚会談において交渉が全て終了したことが確認され、9月25日に日米両首脳間で「共同声明」が発表されたことで日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は最終合意に至った。両協定は10月7日の署名を経て12月4日に国会で承認され、2020年1月1日に発効した。

日米貿易協定は日米間の物品貿易に関する協定であり、日本と米国の経済規模（GDP）を合わせると、世界のGDPの約3割を占める。また、日米共同声明及び日米首脳間において、日本の自動車及び自動車部品に対し追加関税を課さない旨が確認されている。

また、日米デジタル貿易協定の目的は、①日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し、それによって日米間のデジタル貿易を促進すること、②日米両国がデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となることの2点がある。

3. 米中間での関税引上げ措置

2017年8月、トランプ大統領はUSTRに対し、米国通商法第301条（外国政府による貿易協定違反及び米国政府が不公正と判断する貿易慣行を対象として、その撤廃や是正を目的に制裁措置を発動する権限をUSTRに付与するもの）に基づく、中国の知的財産権侵害に関する調査実施の検討を指示し、USTRは同月に同調査を開始した。2018年3月、USTRは知的財産権侵害を認める調査結果を公表した。

米中両国は米中通商協議を通じて貿易問題の解決を図ったが、6月15日には、USTRは航空宇宙、情報通信技術等、500億ドル規模の輸入品に対し、25%の追加関税を段階的に賦課するリストを公表し、340億ドル分については7月6日から追加関税を賦課した（「第1弾」）。プラスチック製品や集積回路等160億ドル相当の輸入品に対する追加関税（「第2弾」）を8月から開始した。中国商務部も報復措置として、大豆等の農産物、自動車等約500億ドル規模の輸入品に対して、25%の追加関税を賦課すると発表した。

更に、米国は9月24日より、食料品、衣料品等2,000億ドル相当の輸入品に対し10%の追加関税

措置を発動し、同追加関税率を2019年1月1日より25%に引き上げることを発表した（「第3弾」）。中国も9月24日より、LNGや金属加工機械等600億ドル相当の輸入品に対し5～10%の追加関税措置を発動した。

その後、2018年12月1日の米中首脳会談において停止していた貿易協定が再開されることとなり、第3弾の追加関税率は据え置きとなった。また中国は、米国からの輸入自動車・自動車部品に課している追加関税を2019年1月1日から暫定的に停止した。

ところが5月10日から、米国は第3弾に係る税率を10%から25%に引き上げた他、新たに3,000億ドル相当の輸入品への追加関税措置（25%）について、6月末にかけてパブコメ・公聴会の手続きを発表した。中国も、2018年9月に発動した600億ドル相当の輸入品への追加関税措置の大部分について、6月1日より10%～25%に税率を引き上げた。

6月29日に実現した米中首脳会談では、当面の間、第4弾を実施しない方針が示されたが、7月末の米中閣僚級協定で大きな進展が見られなかったとして、トランプ大統領は、中国からの輸入品3,000億ドル相当に対し、9月1日より10%の追加関税措置（第4弾）を実施する旨を表明した。その後、USTR実施の意見公募等の結果を踏まえ、特定の対象項目（約1,600億ドル相当）への追加関税措置は12月15日まで延期との決定がなされた。

8月23日、中国がアメリカの第4弾実施の発表に対する対抗措置として、石油や農産物等約750億ドル相当のアメリカからの輸入品に対し5%または10%の追加関税を9月1日及び12月15日から賦課することを発表した。併せて、2018年12月の米中首脳会談を受けて停止されていた自動車及び同部品への追加関税賦課（5%または25%）についても、2019年12月15日から復活させると発表し

た。これを受けてUSTRは同日、第1弾から第3弾（25%）及び第4弾（10%）の追加関税率をそれぞれ5%引き上げることを公表した。

追加関税措置第4弾のうち9月1日に実施予定の衣類、テレビ等（1,200億ドル相当）に対する追加関税措置は実施されたものの、トランプ大統領は、10月1日に予定していた追加関税率の引上げを10月15日に延期する旨を表明した。その後、10月10、11日の閣僚級協定において米中間で「第一段階の合意」がなされたとして、トランプ大統領は、10月15日に実施予定の第1弾から第3弾の追加関税率の5%引上げる方針を見送る旨を表明した。

12月13日、米中両政府は改めて第一段階の合意に達したと発表した。同日、USTRは、第4弾に関し12月15日実施予定分の発動を見送るとともに、9月1日実施分の追加関税率を15%から7.5%へ引き下げると発表した。また、中国国務院関税則委員会も12月15日、第4弾に関し、12月15日実施予定分の発動を見送ると発表するとともに、2018年12月14日以降賦課を停止していたアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税の再開も見送ると発表した。

2020年1月15日には、第一段階合意文書への署名が行われ、USTRは同日、上述の第4弾（9月1日実施分）の追加関税率の引下げを2020年2月14日から適用する旨を公表した。また、中国国務院関税則委員会政府も2月6日、9月1日実施分の追加関税率を10～5%から5～2.5%へ引き下げると発表した。

第二段階合意への日程は未定であるが、トランプ大統領は、早期に第二段階の協定を開始し、米中両国が第二段階の合意に達した場合にはこれまで実施した追加関税措置を解除するとともに、第三段階の合意を設けることは想定していない旨を表明している。

第4. 諸外国税関当局との協力

1. 税関協力会議等

WCO（世界税関機構）を中心とした多国間での税関当局の対話・協力の枠組みとともに、二国間や地域レベルでの当局間の協力を深めることも、税関手続の調和・簡素化による貿易円滑化や税関当局間の情報交換等による水際取締りの強化を効果的に進めるために重要であり、我が国も関係の深い国との対話を積極的に進めている。

(1) 日米

①日米税関協力会議

日米税関協力会議は、1982年1月の米国関税庁（当時：組織再編により現在は国土安全保障省税関国境取締局）長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、2004年まで日米交互に開催してきた。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2009年6月には、日米間のAEO相互承認取決めに署名した。

②CSI（Container Security Initiative）

米国関税庁は、2001年9月の同時多発テロの発生を受け、2002年1月、米国向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナの特定を行うCSI（海上コンテナ安全対策）を提案。

我が国との間では、2003年3月より順次、横浜港、ロサンゼルス・ロングビーチ港、東京港、神戸港及び名古屋港を対象として実施している。

(2) 日カナダ

①日加税関協力会議

カナダ国境サービス庁（カナダ税関当局）との協力関係を強化するため、2005年6月に第1回日加税関協力会議をカナダ・オタワにて開催し、日・カナダ税関協力取決め（当局間取決め）に署名した。2008年6月の第2回会議（於：オタワ）では、カナダとのCSI実施の覚書に署名。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2010年6月には、日カナダ間のAEO相互承認取決めに署名した。

(3) 日中韓

①日中韓関税局長・長官会議

日中韓3か国の税関協力は、日中韓関税局長・長官会議（TCHM：Tripartite Customs Heads'

Meeting）の枠組みの下で進められている。TCHMは、税関行政上の諸問題について日中韓3か国の税関当局（我が国：財務省関税局、中国：海関総署、韓国：関税庁）のトップが率直な議論を行い、税関が直面する課題について共通認識を深めるとともに、情報交換等の協力関係を一層強化するため、2007年から開催されている。これまで6回開催されており、直近の会議は2017年11月、我が国（東京）で開催。

②日中税関協力会議

中国の税関当局との連携強化を図ること等を目的とし、関税局長・海関総署長レベルの会議として開催することとしており、2000年5月の第1回会合（於：北京）以降、これまでに7回開催。

直近の会議は、第6回日中韓関税局長・長官会議の機会に併せて2017年11月に我が国（東京）において開催。

③日韓税関協力会議

1970年7月、第4回日韓定期閣僚会議（於：ソウル）の合意に基づいて日韓税関実務会議を設置。2002年3月のイ・ヨンソプ韓国関税庁長官と田村関税局長（ともに当時）との会合（於：東京）の際に局長・庁長レベルに格上げされ、現在まで通算31回開催。

直近の会議は、2016年11月に我が国（東京）において開催。

(4) 日ASEAN

・日・ASEAN関税局長・長官会合

1999年5月にASEAN事務局から、ASEAN関税局長・長官会議（年1回開催）の際に我が国関税局長を招いて日・ASEAN間における関税技術協力について非公式に意見交換を行いたい旨打診がなされたことを受け発足した。同年7月に第1回非公式協議がマレーシアで開催されて以降、毎年ASEAN関税局長・長官会議に併せて開催され、ハイレベルでの意見交換が行われている。併せて個別国との政策協議も実施している。

(5) 日EU

・日EU税関協力合同委員会（JCCC：Joint Customs Cooperation Committee）

2008年2月1日に発効した税関相互支援協定に基づき、税関協力に関する共通の関心事項等を議論するため、日EU税関当局の関税局長レベルの会議として、2008年2月から、毎年1回程度、

JCCCを開催。直近では、2019年6月にブリュッセルにおいて第9回会議が開催された。日EU税関協力の主な課題は以下のとおり。

・AEO相互承認

EUとのAEO相互承認については、2010年6月に決定文書に署名し、2011年5月から実施している。また、毎年1回程度開催されているAEO専門家対話を通じて、双方のAEO制度の実施状況のモニタリング等を行っている。

・リスク管理

リスク管理については毎年1回程度開催されているリスク管理専門家対話を通じて、双方のリスク管理手法等についての情報交換や協議を行い、協力を進めている。

(6) 日露

・日露局長級税関協力会議

2009年10月、日露税関相互支援協定（2009年5月発効）のフォローアップ実務者会合がモスクワで開催され、局長・長官級の会議を立ち上げることで合意した。これに基づき、2010年9月に第1回日露局長級税関協力会議（於：東京）を開催。

直近では、2017年4月に東京において第5回会議を開催し、貿易円滑化手法等に関する意見交換を行う専門家対話の設置等、貿易円滑化に向けた協力の推進に関する日露貿易円滑化に関する協力覚書に署名した。

(7) 日豪

・日豪税関協力会議

1998年4月、豪州税関長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、日豪税関当局の長をヘッドとする会議として開始。最近ではWCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2003年6月には「日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み」に署名し、2017年7月には、同枠組みを「税関に係る事項における日本国税関当局と豪州移民・国境警備省との間の協力枠組み」と改定した上で署名した。また、2019年6月には日豪間のAEO相互承認取決めに署名した。

(8) 日NZ

2004年4月に署名された「日・ニュージーランド税関当局の協力枠組み」のフォローアップとして、日NZ税関協力会議を開始し、2008年5月の第2回税関協力会議（於：東京）では、日NZ間のAEO相互承認取決めに署名した。最近では、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っている。

2. 税関相互支援協定等

(1) 税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）

①経済・社会のグローバル化の進展や、人や物の国境を越える動きが拡大する中、不正薬物・銃砲等の社会悪物品の水際取締りのみならず、セキュリティを脅かす大量破壊兵器、知的財産侵害物品の水際での取締り等の必要性が一層増大している。こうした中、税関行政を一層効果的に進めていく観点から、外国の税関当局と相互支援・協力を推進することの重要性が高まっている。諸外国税関においては、外国税関当局との相互支援・協力体制のひとつの形式として、税関相互支援協定等の枠組み構築に向けた取組が進められており、我が国においても、諸外国との間で税関相互支援に関する枠組みの構築に向け積極的に取り組んでいる。

我が国の税関相互支援に関する枠組みの形式としては、政府間協定（税関相互支援協定、EPA（注：EPAの中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの））、当局間取決め等の形式があり、2020年6月現在、36か国・地域との間で協定等が締結・署名されている。

②税関相互支援協定等は、税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和等について協力することを定めた枠組みである。協定の締結等により、我が国関税法上の要件である相手国に提供する情報の秘密保持・目的外使用制限等の包括的な担保が可能となるほか、手続が明確化されるため、税関当局間における情報交換や協力の促進が期待される。

(2) 税関相互支援協定等の骨子

①支援・協力の内容

・情報交換

相手国税関当局の要請又は自らの判断により、関税法令の適正な適用の確保及び不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置等のために必要な情報の交換。

なお、提供される情報は、秘密として取り扱われ、また、同意のない限り、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。

・特別な監視

関税法令に反する（又はその疑いのある）者、物品、輸送手段等に対する情報提供及び監視。

② 支援・協力の条件

- ・全ての支援及び協力は、それを提供する国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。
- ・主権、安全保障等重大な国益を侵害する場合には、その支援を拒否又は留保することができる。

(3) 税関相互支援協定等の現状（2020年6月現在）

発効済 又は 署名済 (36か国・地域 注1)	<p>○税関相互支援協定 米国 (1997.6)、韓国 (2004.12)、中国 (2006.4)、EU (2008.2)、ロシア (2009.5)、オランダ (2010.3)、イタリア (2012.4)、南アフリカ (2012.7)、ドイツ (2014.12)、スペイン (2015.5)、ノルウェー (2016.9)、ブラジル (2017.9署名)、メキシコ (2018.7)、ウズベキスタン (2019.12)</p> <p>○経済連携協定関連 注2 シンガポール (2002.11)、マレーシア (2006.7)、タイ (2007.11)、インドネシア (2008.7)、ブルネイ (2008.7)、フィリピン (2008.12)、スイス (2009.9)、ベトナム (2009.10)、インド (2011.8)、ペルー (2012.3)、オーストラリア (2015.1)、TPP11 (※) (2018.3署名)、モンゴル (2016.6) (※) TPP11 (CPTPP) 参加国：メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー 注3</p> <p>○税関当局間取決め オーストラリア (2003.6、2017.7改定)、ニュージーランド (2004.4、2014.6改定)、カナダ (2005.6)、香港 (2008.1)、マカオ (2008.9)、フランス (2012.6)、イギリス (2013.6)、ベルギー (2017.7)、オーストリア (2019.5)</p> <p>○その他 台湾 (2017.11) 注4</p> <p>※下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの ※ () 内は発効年月</p>
----------------------------------	--

(注1) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上 (例：オーストラリアとは経済連携協定、TPP及び税関当局間取決めを作成)

(注2) 経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注3) TPP11 (CPTPP) については、2018年3月にアメリカを除く11か国で署名。点線は協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了し、協定の効力が生じている国。

(注4) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

3. AEO相互承認

AEO制度を導入した各国税関当局間において、同制度を相互に承認し、一層の二国間の安全かつ円滑な物流を目指す取組みが、近年、各国で進展している。我が国はこれまで、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、中国、台湾 (注)、オーストラリアとの間で相互承認取決めに署名・実施したほか、

各国と協議等を行っている。

(注) 台湾との取決めは、民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め。

AEO相互承認に係る我が国と各国との取組み状況は以下のとおり。

① ニュージーランド

2008年5月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

② 米国

2009年6月、相互承認取決めに署名、実施。なお、実施対象の双方向化は2012年12月より実施。

③ EU

2010年6月、相互承認取決めに署名、2011年5月より実施。

④ カナダ

2010年6月、相互承認取決めに署名。2012年11月より実施。

⑤ 韓国

2011年5月、相互承認取決めに署名。同年11月より実施。

⑥ シンガポール

2011年6月、相互承認取決めに署名。同年8月より実施。

⑦ マレーシア

2014年6月、相互承認取決めに署名。2015年3月より実施。

⑧ 香港

2016年8月、相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

⑨ 中国

2018年10月、相互承認取決めに署名。2019年6月より実施。

⑩ 台湾

2018年11月、「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」(略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」)に署名。2019年5月より実施。

⑪ オーストラリア

2019年6月、相互承認取決めに署名。同年9月より実施。

⑫ その他

スイス及びタイとの間でAEO相互承認に向けた協議を実施している。

第5. 世界税関機構 (WCO) について

1. 概要 (資料1)

世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) は、1952年11月に設立された、税関制度の調和・統一、関税行政に係る国際協力を目的とする国際機関であり、本部はベルギーのブリュッセルに置かれている。2020年7月現在、183ヶ国・地域が加入している (我が国は1964年6月に加入)。なお、設立条約上は「関税協力理事会 (CCC)」であるが、通称として「WCO」の名称が使用されている。

2009年1月1日より、御厨邦雄 (みくりや くにお) 氏がアジア出身初の事務総局長を務めており、2018年6月のWCO総会において再選され、現在三期目 (任期: 2019年1月~2023年12月)。

2. 沿革

戦後、欧州13ヶ国は、関税同盟設立の可能性を検討するため、1947年にブリュッセルに欧州関税同盟研究グループを設置した。結局、関税同盟は実現しなかったが、関税分類・評価の研究の成果を世界的に広げようとの見地から、条約としてまとめることになった。その条約を管理する機関として、1952年に「関税協力理事会を設立する条約」により、関税協力理事会が設立された。

3. 活動内容

(1) 国際貿易の安全確保及び円滑化

WCOは、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を行ってきた。検討成果は「国際貿易の安全確保及び円滑化 (SAFE: Security and Facilitation in a Global Environment) のためのWCO基準の枠組み (以下、「SAFE基準の枠組み」という。))」としてまとめられ (注)、2005年6月のWCO総会にて採択されるとともに、我が国を含む多くのメンバーが実施の意図を表明した (2020年7月現在、171ヶ国・地域等)。これまで、「SAFE基準の枠組み」は2012年以降、3年毎に改定がなされており、2015年改定では、「税関と他の政府機関との協力に関する柱」及び「航空貨物の事前情報の提出に関する規定」等が、2018年改定では、「郵便物の事前電子情報に関する規定」等が新たに盛り込ま

れた。我が国は、「SAFE基準の枠組み」の着実な実施に努めていくとともに、途上国メンバーの着実な実施を可能とするためのキャパシティ・ビルディングに取り組んでいる。

(注)

「SAFE基準の枠組み」の主要要素

- ・ 電子的に提出する事前貨物情報の標準化
- ・ リスク管理手法の採用
- ・ 輸出国における非破壊検査機器 (大型X線検査装置等) を使用したハイリスク貨物の検査の実施
- ・ 一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化 (AEO)

(2) 税関手続の国際的統一

WCOは税関手続の国際標準を定めた「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」 (以下、「京都規約」という。) を1973年に採択した (我が国は1976年に加入)。これは、各国の税関手続の簡易化を図るとともに税関手続の調和を進め、これにより国際貿易の円滑な発展を促進しようとするものであった。

その後、京都規約について、近年の電算化や関税技術の進歩に伴いアップデートするための見直しが行われ、あわせて規約の解釈や実施の方法に関するガイドラインを作成する等、手続の調和に向けた作業が行われた。

1999年6月のWCO総会において京都規約の改正案が採択され、2006年2月3日に締約国数が発効規定数の40ヶ国に達し改正京都規約が発効した (我が国は2001年6月に加入。2020年7月現在、締約国は122ヶ国・地域)。

(3) 商品分類の統一

WCOにおいて策定された「商品の名称及び分類についての統一システム (略称HS)」は、1988年1月から発効しており、2020年7月現在、159ヶ国・地域が加入し、国際的に統一された国際貿易に関わる品目の分類表として広く用いられている。

(4) 関税評価協定の統一適用

1981年1月に発効したGATT関税評価協定に基づき、WCOに関税評価技術委員会が設置されている。同委員会においては、同協定の統一的適用を図るため、同協定適用上の技術的問題の検討、国際的指針となる文書の作成等の作業を行ってき

ている。

なお、GATT関税評価協定は1995年のWTO設立に伴い、WTO関税評価協定として継承されている。

(5) 原産地規則

WTOの原産地規則に関する協定に基づき、同協定の適用及び非特惠原産地規則の調和に係る技術的作業を実施することを目的としてWCOに原産地規則技術委員会が設置され、原産地規則の運用に起因する特定の技術的事項を検討している。

(6) 監視・取締分野における国際協調

監視・取締分野においては、麻薬不正取引の情報交換をはじめとする国際協力を行っており、また、近年では、知的財産侵害物品の水際取締り強化、テロ関連対策、商業犯則対策にも積極的に取り組んでいる。

密輸等の情報については世界11ヶ所に設置されているRILO (Regional Intelligence Liaison Office : 地域情報連絡事務所) を中心に、情報交換等を行っている。アジア・大洋州地域のRILOは、1987年12月、WCOの地域プロジェクトとして世界で初めて香港税関内に設置された。その後、1999年1月から2003年12月までの5年間、我が国がRILOをホストし(東京税関内に設置)、2004年1月からは中国税関、2012年1月からは韓国税関がホストしている。

(7) 地域キャパシティ・ビルディング事務所

WCOは、途上国メンバーに対し、諸分野におけるキャパシティ・ビルディング活動を実施しているが、地域におけるキャパシティ・ビルディング活動を効果的かつ効率的に実施するため、全6地域にそれぞれROCB (Regional Office for Capacity Building : 地域キャパシティ・ビルディング事務所) が設置されている。アジア・大洋州地域では、2004年9月、世界で初めてバンコク(タイ)にROCBが設置された。同事務所は、①地域及びメンバーの技術支援等のニーズの把握、②地域における技術支援の実施、③ドナー国・機関との協力関係強化、④ベストプラクティスの調査分析等を目的として、積極的に活動を展開している。

(8) 地域研修センター

WCOが各地域内のメンバー国の税関職員を対象とする研修等を行う施設として、RTC (Regional Training Centre : 地域研修センター) が現在、全6地域合計29ヶ所に設置されている。我が国の税関研修所は、2004年にアジア大洋州地域にお

るRTCとなった。

(9) 地域税関分析所

地域における分析分野の技術協力、情報提供を行う施設として、RCL (Regional Customs Laboratory : 地域税関分析所) が現在、全3地域合計4ヶ所に設置されている。我が国の関税中央分析所は、2004年に世界で初めてアジア大洋州地域におけるRCLとして承認された。

4. 主要機構等 (資料2)

(1) 総会 (理事会)

WCOの最高意思決定機関であり、各国の関税当局の局長・長官クラスを集めて毎年6～7月に開催される。

(2) 政策委員会

通常、毎年12月及び翌年の6～7月に開催され、主要政策課題について検討し、総会に対して提言を行っている。6地域代表(総会副議長)、及び各地域から選出された24ヶ国の計30ヶ国で構成されている。

(3) 財政委員会

各地域から選出された19ヶ国・地域でWCOの年次予算等財政事項を検討する委員会であり、毎年4月頃及び必要に応じて随時開催される。

(4) 各種技術委員会等

税関手続、品目分類、関税評価、原産地規則、監視取締り等の個別分野毎の会議を定期的に開催し、条約、税関手続の調和、国際協力等について検討を行っている。

(5) 事務局

事務局は、官房、関税・貿易局、監視・手続局及びキャパシティ・ビルディング局からなり、事務総局長、事務総局次長及び各局長は加入国・地域による選挙によって選出される。

5. 地域的活動

WCOにおいては、1986年以降、全加入国・地域を、アジア・大洋州地域、アメリカ州地域等6地域に分け、地域代表(総会副議長)のイニシアティブの下、地域内活動を行っている。日本は1989年7月から1991年6月まで、アジア・大洋州地域の地域代表を務めた。アジア・大洋州地域は33ヶ国・地域で構成されており、2020年7月からはインドネシアが地域代表となっている。

アジア・大洋州地域においては、関税局長・長官クラスによる「関税局長・長官会合」及び、課長クラスによる「地域コンタクトポイント会

合」が開催され、地域戦略プランを中心に、地域における様々な取組みについて議論が行われている。

(参考：アジア・大洋州地域の構成国・地域) アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、トンガ、バヌアツ、ベトナム(以上33ヶ国・地域)

6. 最近の主な動き

(1) 改正京都規約の見直し

税関を取り巻く環境の変化に対応するため、2018年6月の総会において、改正京都規約の見直しの開始に合意し、以降、検討を行っている。

(2) WTO貿易円滑化協定の実施支援

2013年12月に、WTO貿易円滑化協定交渉が妥結したことを受け、同協定の主要な実施主体である各国税関を支援するための作業部会を設置するとともに、支援プログラムを立ち上げるなど、積極的な支援を行っている。なお、同協定は、2017年2月22日に発効した。(我が国を含む145か国が受諾済み)。

(3) セキュリティプログラム

WCOは税関のテロ対策をより体系的なものとするため、2012年に「セキュリティプログラム」を策定した。同プログラムは、税関の取締りにおける、より具体的なオペレーションを念頭に置いたもので、各国税関が直面している、

- 事前情報 (API及びPNR) を活用した航空機旅客管理
- 航空貨物における小型武器、軽兵器の取締り
- 即席爆発物に使用される化学物質の不正取引防止
- 大量破壊兵器
- テロ資金源

の5分野に焦点を絞り、包括的な技術協力を実施するものである。同プログラムの重要性は主要国首脳にも共有され、2016年のG7伊勢志摩サミットの「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」等にも盛り込まれている。

(4) 新技術の活用

WCOの常設技術委員会等において、ブロックチェーン、AI等の活用に係る情報共有を実施している他、破壊的技術 (disruptive technologies) に係る研究レポートの発行、データ分析に係る研究プロジェクト (BACUDA (Band of Customs Data Analytics)) の設置等を行っている。

(資料1) WCO (世界税関機構) メンバー一覧表 (加入順)

合計183か国・地域 (2020年7月1日現在)

	締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日
1	トルコ	1951. 6. 6	63	アイスランド	1971. 2. 15	125	スロバキア	1993. 1. 1
2	ノルウェー	1951. 8. 6	64	カナダ	1971.10.12	126	トルクメニスタン	1993. 5.17
3	デンマーク	1951.10.19	65	タイ	1972. 2. 4	127	ベトナム	1993. 7. 1
4	ギリシャ	1951.12.10	66	コンゴ民主共和国	1972. 7.26	128	コロンビア	1993. 7. 1
5	スペイン	1952. 7.13	67	モリシャス	1973. 3.29	129	クロアチア	1993. 7. 1
6	英国	1952. 9.12	68	サウジアラビア	1973. 5. 8	130	イエメン	1993. 7. 1
7	アイルランド	1952. 9.23	69	ブルガリア	1973. 8. 1	131	コモロ	1993. 7. 1
8	フランス	1952.10. 6	70	エチオピア	1973. 8. 6	132	マカオ	1993. 7. 7
9	スウェーデン	1952.10.17	71	トリニダード・ドバゴ	1973.10.15	133	クウェート	1993.10. 4
10	ドイツ	1952.11. 4	72	ポーランド	1974. 7.17	134	ジョージア	1993.10.26
11	イタリア	1952.11.20	73	バハマ	1974. 8.16	135	ペルラーシ	1993.12.16
12	ベルギー	1952.12.11	74	リベリア	1975. 1. 7	136	マケドニア	1994. 7. 1
13	スイス	1952.12.19	75	シンガポール	1975. 7. 9	137	モルドバ	1994.10.28
14	オーストリア	1953. 1.21	76	コンゴ共和国	1975. 9. 2	138	エリトリア	1995. 8. 8
15	ルクセンブルク	1953. 1.23	77	シエラレオネ	1975.11. 6	139	モルディブ	1995. 9. 8
16	オランダ	1953. 1.23	78	セネガル	1976. 3.10	140	パナマ	1996. 3. 8
17	ポルトガル	1953. 1.26	79	ガイアナ	1976. 7.29	141	ブルネイ	1996. 7. 1
18	パキスタン	1955.11.16	80	ウルグアイ	1977. 9.16	142	ベネズエラ	1996. 7. 1
19	エジプト	1956.10.26	81	バングラデシュ	1978. 7. 1	143	フィジー	1997. 7. 1
20	インドネシア	1957. 4.30	82	レソト	1978. 8. 2	144	タジキスタン	1997. 7. 1
21	ハイチ	1958. 1.31	83	ボツワナ	1978. 8.25	145	ボリビア	1997. 8.14
22	イスラエル	1958. 5.23	84	ザンビア	1978. 9.27	146	エクアドル	1997.12.16
23	イラン	1959.10.16	85	アラブ首長国連邦	1979. 2. 7	147	アンドラ	1998. 9. 3
24	シリア	1959.11. 3	86	モリタニア	1979.10. 2	148	ニカラグア	1998. 9.24
25	レバノン	1960. 5.20	87	フィリピン	1980.10. 1	149	ベナン	1998.11. 9
26	スーダン	1960. 6. 8	88	ブラジル	1981. 1.19	150	バルバドス	1999. 1. 7
27	オーストラリア	1961. 1. 5	89	ジンバブエ	1981. 3.19	151	キルギス	2000. 2.10
28	フィンランド	1961. 1.27	90	エスワティニ	1981. 5.15	152	セーシェル	2000. 7.25
29	ジャマイカ	1963. 3.29	91	ニジェール	1981. 7. 1	153	オマーン	2000. 9.19
30	ニュージーランド	1963. 5.16	92	リビア	1983. 1.11	154	セルビア	2001. 3.27
31	ナイジェリア	1963. 8.21	93	中国	1983. 7.18	155	カンボジア	2001. 4. 3
32	コートジボワール	1963. 9. 2	94	グアマテラ	1985. 2.22	156	バーレーン	2001. 4.18
33	ヨルダン	1964. 1. 1	95	ネパール	1985. 7.22	157	キュラソー	2001. 7. 1
34	マダガスカル	1964. 2.18	96	中央アフリカ	1986. 7.28	158	コスタリカ	2001. 8.29
35	ルワンダ	1964. 3. 3	97	香港	1987. 7. 1	159	サモア	2001.10. 1
36	南アフリカ	1964. 3.24	98	モザンビーク	1987. 7. 2	160	ブータン	2002. 2.12
37	日本	1964. 6.15	99	マリ	1987. 8. 7	161	バプアニューギニア	2002. 3.18
38	マレーシア	1964. 6.30	100	ガンビア	1987.10.14	162	東ティモール	2003. 9.19
39	ブルンジ	1964.10.20	101	メキシコ	1988. 2. 8	163	ドミニカ共和国	2004. 7.28
40	ウガンダ	1964.11. 3	102	キューバ	1988. 7.11	164	アフガニスタン	2004. 8.10
41	タンザニア	1964.11.17	103	トーゴ	1990. 2.12	165	チャド	2005. 2.16
42	ガボン	1965. 2.18	104	イラク	1990. 6. 6	166	セントルシア	2005. 5.12
43	カメルーン	1965. 4. 9	105	バミューダ	1990. 7. 1	167	トンガ	2005. 7. 1
44	ケニア	1965. 5.24	106	アンゴラ	1990. 9.26	168	エルサルバドル	2005. 7. 7
45	マラウイ	1966. 6. 6	107	ミャンマー	1991. 3.25	169	ホンジュラス	2005.12. 8
46	チリ	1966. 7. 1	108	ロシア	1991. 7. 8	170	モンテネグロ	2006.10.24
47	チュニジア	1966. 7.20	109	モンゴル	1991. 9.17	171	ラオス	2007. 1.16
48	ブルキナファソ	1966. 9.16	110	ギニア	1991.10.30	172	ジブチ	2008. 3.19
49	アルジェリア	1966.12.19	111	カタール	1992. 5. 4	173	ベリーズ	2008. 4.22
50	スリランカ	1967. 5.29	112	アゼルバイジャン	1992. 6.17	174	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2008. 7. 4
51	キプロス	1967. 8.31	113	エストニア	1992. 6.18	175	サントメ・プリンシペ	2009. 9.23
52	アルゼンチン	1968. 7. 1	114	リトアニア	1992. 6.18	176	バヌアツ	2009.11.17
53	モロッコ	1968. 7. 1	115	ラトビア	1992. 6.22	177	ギニアビサウ	2010. 8.19
54	韓国	1968. 7. 2	116	アルメニア	1992. 6.30	178	南スーダン	2012. 7.18
55	マルタ	1968. 7. 6	117	カザフスタン	1992. 6.30	179	ソマリア	2012.10. 4
56	ガーナ	1968. 8. 1	118	ナミビア	1992. 6.30	180	パレスチナ	2015. 3.24
57	ハンガリー	1968. 9.16	119	カーボヴェルデ	1992. 7. 1	181	コンゴ	2017. 1.25
58	ルーマニア	1969. 1.15	120	ウズベキスタン	1992. 7.28	182	アンティグアバーブーダ	2017. 4.10
59	パラグアイ	1969.10. 3	121	アルバニア	1992. 8.31	183	スリナム	2018.11.26
60	ペルー	1970. 1.27	122	スロベニア	1992. 9. 7			
61	米国	1970.11. 5	123	ウクライナ	1992.11.10			
62	インド	1971. 2.15	124	チェコ	1993. 1. 1			

(資料2) WCOの組織概要

主な機構

- ・ 最高意思決定機関
- ・ 加入国の税関当局の最高責任者で構成

総会

政策委員会

- ・ 主要政策課題を検討
- ・ 我が国を含む30か国で構成

財政委員会

- ・ 財政事項の検討
- ・ 我が国を含む19か国で構成

各技術委員会等

事務局組織

事務総局長
御厨邦雄 (日本)
2009年1月～2023年12月
(3期合計)

事務総局次長
リカルド・トレビーニョ (メキシコ)
2018年1月～2022年12月

関税・貿易局長
劉平 (中国)
2016年1月～2020年12月

監視・手続局長
プラナブ・ダス (インド)
2020年1月～2024年12月

キャパシティビルディング局長
カン・テイル (韓国)
(2019年10月～2024年12月)

第6. 地域協力について

アジア太平洋地域では、「開かれた地域協力」を原則とするAPEC（アジア太平洋経済協力：Asia-Pacific Economic Cooperation）において貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等に関する議論、プログラムが進められており、また、アジアと欧州の間では、ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting）において政治・経済等の幅広い分野について対話が進められている。関税局・税関としても、各地域協力における関税政策分野での協力を積極的に取り組んでいる。

1. APEC（アジア太平洋経済協力）

(1) APECの概要と経緯（資料1）

APECは、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等を議論する開かれた地域協力の枠組みとして、現在21エコノミー（APECでは「国」ではなく「エコノミー」と呼称）からなっている。

毎年1回、首脳会議及び閣僚会議（日本からは外務大臣及び経済産業大臣が出席）が開催されるほか、財務大臣会合等の分野別担当大臣会合が開催されている。また、閣僚会議の下に高級実務者会合（SOM：Senior Officials' Meeting）、SOMの下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）をはじめとするフォーラム、CTIの下に税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）をはじめとするサブフォーラムが設置されている。

APECは貿易・投資分野に重点を置いており、1994年の首脳会議（インドネシア）において、「先進エコノミーは2010年、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資を達成する」という目標（ボゴール目標）が掲げられた。2010年には、5先進エコノミー（日、米、豪、NZ、加）及び自主的に参加した8途上エコノミー（韓、馬、墨、香港、チリ、ペルー、星、台）の計13エコノミーに対し、中間評価が行われている。同年の首脳会議（日本（横浜））において、目標達成に向けた「顕著な進展」が見られたものの「更に取り組むべき作業が残っている」とされたため、全てのエコノミーが2020年までに上記目標を達成することに向けた取組みを進めることとなった。本年が同目標の達成期限であることから、現在、同目標の達成状況について最終報告書

の取りまとめが行われており、また、同目標後の新たな目標設定（ポスト2020ビジョン）について議論が進められている。

(2) 昨年の結果及び本年の取組み

昨年はチリが議長を務め、「人々をつなぎ、未来を構築」をテーマとして掲げ、「デジタル社会」、「統合4.0」、「女性、中小企業及び包摂的成長」及び「持続可能な成長」を優先課題として議論を行った。首脳会議はサンティアゴにおいて11月に開催の予定であったが、同国における治安等国内情勢を理由に開催が見送られた。

本年はマレーシアが議長を務め、「共有された繁栄の未来に向けた、人間の潜在能力の最適化」を全体テーマに掲げ、「貿易・投資の説明方法の改善」、「デジタル経済と技術を通じた包摂的な経済参画」、「革新的な持続可能性の推進」、という3つの優先課題に沿った取組みを推進している。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、5月に、貿易担当大臣による新型コロナウイルス感染症に関する共同声明が発出された。首脳・閣僚会議は本年11月にマレーシアにおいて開催される予定である。

(3) 税関手続小委員会（SCCP）の活動について

①経緯

SCCPは、1995年に税関手続の専門家サブフォーラムとしてCTIの下に設立されたAPECエコノミー税関当局間の会合であり、毎年2回開催されている。議長は首脳会議ホストの税関当局が務め、本年はマレーシア税関が担当している。

②活動概要

SCCPでは、税関手続の調和・簡素化を目的とする共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）を設定し、各項目のコーディネーターを務めるエコノミーが中心となって取り組んでいる。我が国は、「乗客予約記録（PNR）の導入・実施」及び「WCO即時通関ガイドラインに沿った実施」（実施済）のコーディネーターを担い、前者はメキシコ、インドネシアと共に、後者はフィリピンと共に担当している。

現在、我が国は「乗客予約記録（PNR）の導入・実施」の活動において、APEC域内におけるクルーズ船旅客の取締り状況や課題に係る調査を実施している。

2. ASEM（アジア欧州会合）

(1) ASEMの概要（資料2）

ASEMは、1994年にシンガポールのゴー・チョク・トン首相がアジア欧州間の協力関係強化を目的とするアジアとEUのサミットを提唱したことを受けて開始された、アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とした政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面での協力促進に向けた枠組みである。参加国・機関は51ヶ国＋2機関（欧州委員会（EC）、ASEAN事務局）となっている。

首脳会合及び外相会合が隔年でアジア側と欧州側で交互に持回りで開催されているほか、経済閣僚会合、財務大臣会合等が開催されている。また、財務大臣会議の下に、不正薬物取引防止及び税関手続の調和・簡素化に関する協力を強化するための関税局長・長官会合（隔年開催）が設置されている。

関税局長・長官会合の下には、課長級会合として税関作業部会が設置されており、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力について議論がなされている（毎年開催）。

(2) 第12回首脳会合（2018年10月）の結果

第12回ASEM首脳会合（ベルギー・ブリュッセル）では、「グローバルな課題のためのグローバルなパートナー」をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。なお、次回首脳会合は、2020年にカンボジア・プノンペンで開催される予定である。

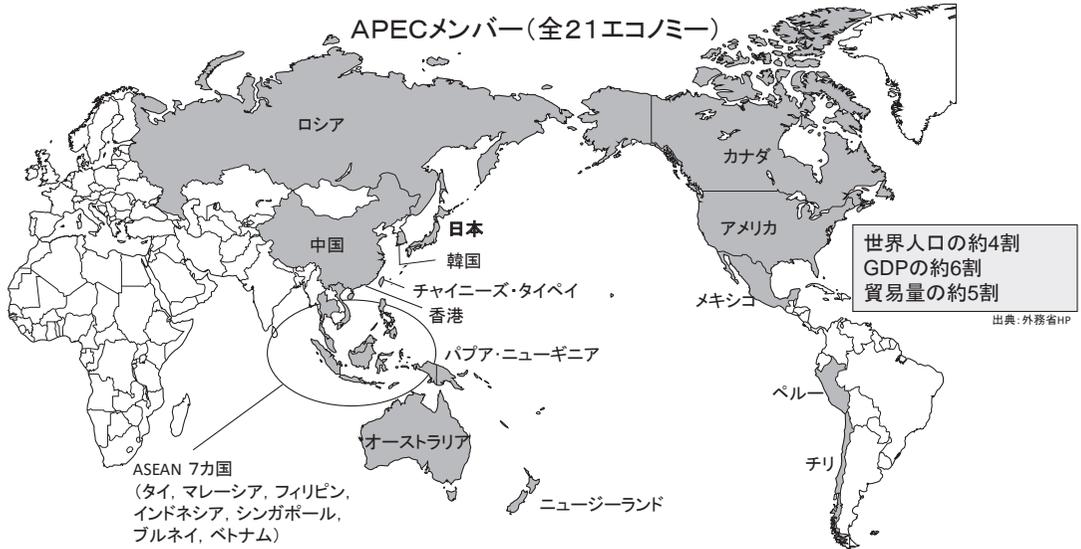
(3) 第13回関税局長・長官会合（2019年10月）の結果

第13回関税局長・長官会合（ベトナム・ハロン）では、これまでの2年間（2018－2019年）のASEMでの税関分野における活動及び成果について報告が行われ、さらに次期2年間（2020－2021年）に取り組む「優先活動項目」が策定された。我が国は、新しい優先活動項目として「先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締り」を提案し、コーディネーターとして主導的な役割を担っており、他のコーディネーター（インド、オランダ、ポーランド、スペイン、ロシア）と連携して活動している。

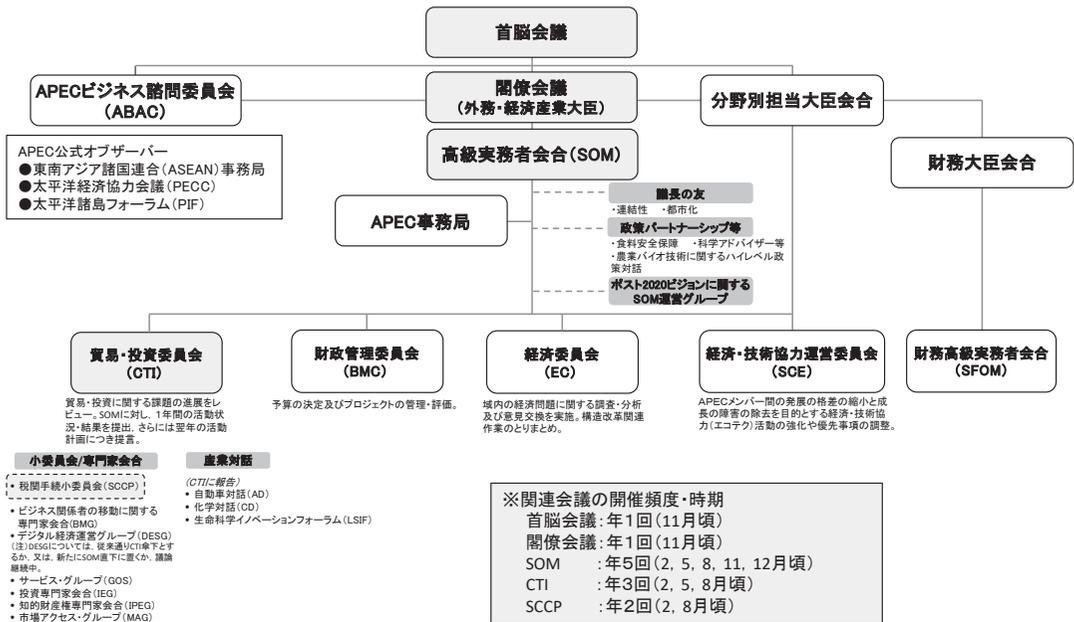
なお、次回関税局長・長官会合は、2021年にマルタで開催される予定であるが、次回税関作業部会の開催については時期等未定である。

APEC (Asia Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力) の概要

- 貿易・投資分野を中心にアジア・太平洋地域の経済協力を議論する地域的枠組。
- 「開かれた地域協力・協動的自主的な行動」が特色で、1989年に発足。
- 現在、21エコノミー(国・地域)が参加し、首脳会議、閣僚会議等を毎年開催。
- 税関・貿易円滑化は税関手続小委員会(SCCP)、貿易・投資委員会(CTI)を中心に取り扱われている。



APECの主な組織



(資料2) ASEM概要・組織図

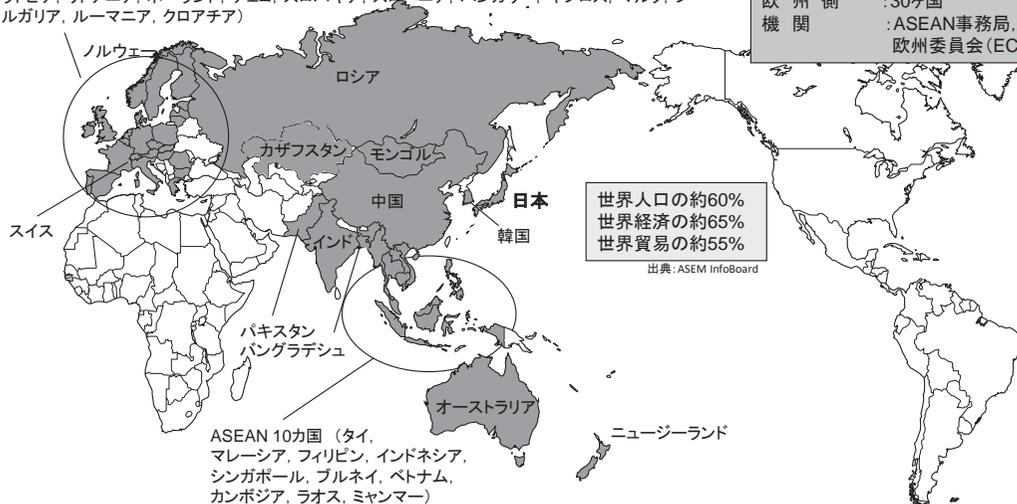
ASEM (Asia-Europe Meeting: アジア欧州会合) の概要

- アジアと欧州両地域間で、相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、両地域の共通の関心事項について、オープンで包括的な「対話と協力の枠組み」。
- 政治、経済及び社会・文化等という3つの柱を中心に活動。1996年に発足。
- 現在51ヶ国+2機関が参加し、首脳会合、財務大臣会合、関税局長・長官会合等を2年に1回開催。
- 税関関連事項は関税局長・長官会合、その下の税関作業部会を中心に取扱われている。

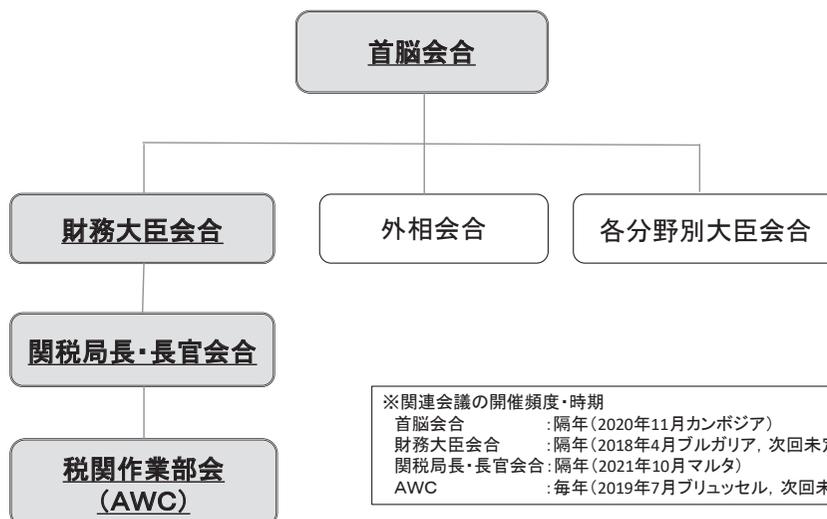
ASEMメンバー(51ヶ国+2機関)

EU 28カ国 (フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、イギリス、アイルランド、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア)

参加国・機関 : 51ヶ国+2機関
 アジア側 : 21ヶ国
 欧州側 : 30ヶ国
 機関 : ASEAN事務局、
 欧州委員会 (EC)



ASEMの主な組織



第7. 関税技術協力等について

1. 関税技術協力の概要

(1) 総論

関税局・税関では、貿易円滑化を通じた経済成長への貢献、各国税関当局との有効な関係構築及び税関行政の適切な執行の確保を主要な目的に、政府開発援助の一環として、開発途上国税関に対する関税技術協力を実施している。これは、開発途上国税関当局からのニーズを踏まえ、WCOからの認定を受けた職員をはじめ専門的な知見を有する我が国税関職員を現地に派遣し、また、研修員の受入れ等を実施して専門知識・技術を伝授することによって、開発途上国税関の改革・近代化を支援するものである。かかる支援は税関手続きの調和化・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し、開発途上国のみならず、我が国にとっても有益なものである。関税技術協力の実施に当たっては、相手国の支援ニーズを的確に把握した上で、WCO、JICA（国際協力機構）、MDBs（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各地域と我が国との経済的・社会的な結びつきの強弱及び各地域の特性に応じ、具体的な支援方法を選択することとしている。

(2) 関税技術協力の予算規模（資料1）

令和2年度の関税技術協力関係予算は総額で約6.3億円である。その内訳は、二国間援助経費が約1.1億円、WCO関税協力基金への拠出金が約5.0億円（内、模倣品・海賊版拡散防止拠出金が約1.3億円）、APEC事務局への拠出金が0.2億円となっている。

(3) 関税技術協力の実施形態

主に、受入研修及び専門家派遣の2種類の形態により技術支援を実施している。

受入研修は、各税関等の人的資源を活用しつつ、アジア大洋州地域を中心とした世界各国の開発途上国の税関職員を対象に、税関研修所等において行っている。専門家派遣は、我が国税関の専門家を派遣し、相手国における研修や助言・指導等を実施している。これらの支援には、JICA等外部機関からの依頼を受けたものも含まれている。このほか、我が国税関出身職員を長期専門家として開発途上国の税関、関連国際機関に派遣している。

関税技術協力の実施に当たっては、それぞれの実施形態の特性を考慮しつつ、各形態を効果的かつ効率的に組み合わせながら、実施することとしている。

(4) WCOとの連携

アジア大洋州地域における税関当局の改革・近代化支援について、WCOが実施する地域の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施するため、2004年9月にROCB A/P（Asia Pacific Regional Office for Capacity Building: WCOキャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務所）が設置された。我が国は、ROCB A/Pと連携して、アジア大洋州地域における効果的かつ効率的な技術協力事業の策定・実施に努めている。

2. 関税技術協力の基本的な支援アプローチ

(1) 体制面

関税局では、主にアジア大洋州地域のWCO加入税関当局と連絡・調整を密に行い、有効な技術協力の方針を策定するとともに、我が国の税関研修所や各地の税関と連携して実施を管理している。更に、アジア大洋州地域における技術協力を一層円滑かつ有効に実施するため、ROCB A/Pに我が国職員を派遣し、ROCB A/Pとの意思疎通・連携の強化を図っている。また、2014年6月には我が国の関税中央分析所が世界初のWCO地域税関分析所（RCL: Regional Customs Laboratory）として認定され、アジア大洋州地域に対する税関分析分野における技術協力や税関分析及び関連分野についての情報提供を積極的に行っている。

(2) 支援対象国及び地域

ASEAN諸国は我が国との距離も近く、地理的・経済的な関係性も深いことから、JICA、WCO等とも連携し、関税局として緊密かつ深度のある支援を実施してきている。

また、南アジア、中央アジア、オセアニア、中南米、アフリカ地域においても、JICAやWCO、MDBsと連携した支援を実施している。

(3) 相手国の実情に即した支援

相手国のニーズ及び実情に即した支援を実現するため、中期的な視点に立って相手国との協議を行い、毎年支援分野を設定している。特に、ASEAN諸国に対しては国別の受入研修を実施し、専門家派遣と連動させ、効果的・効率的な支

援を図っている。

(4) 評価の充実

ASEAN諸国を中心に、事前評価（支援のニーズ把握）及び事後評価（達成度等の評価等）を実施し、技術協力の効果・効率の向上に努めている。また、受入研修等では受講生に対しアンケート調査を実施し受講生の意見を直接聴取しており、それらを次回研修に反映することによって技術協力の質的改善を図っている。

(5) 国内外のドナーとの連携

我が国のODA実施機関の一つであるJICA、WCOやMDBsをはじめとする国際機関等、関税技術協力に関連する組織との連携・調整に努め、我が国の支援の効率化や重複回避を図っている。

3. 関税技術協力の実績・成果（資料2）

(1) 受入研修実績

昭和45年度から令和元年度まで累計7,430名を受け入れた。

【受入研修の実績】（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受入人数	325	393	401	289	229

(注) 留学生は含まない。

(2) 専門家派遣実績

平成元年度から令和元年度まで累計2,701名を派遣した。

【専門家派遣の実績】（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣人数	184	223	144	132	106

(3) 支援分野

関税手続の適正かつ円滑な運用を図るための基礎的な分野である、関税分類、関税評価、事後調査、原産地規則にかかる各国税関職員の運用能力向上、また貿易円滑化の推進と安全・安心な社会の実現の両立を図るための先進的な手法である、リスク管理、通関システム、AEO制度の制度整備等、各国の関税手続の近代化及び適正な執行を促進するための支援を実施した。

これに加えて、密輸阻止・テロ対策や、知的財産侵害物品の取締りなどを含む幅広い分野で支援を行った。

(4) 成果

開発途上国税関当局の制度改善・能力向上により、税関行政の適正な執行の実現に貢献している。また、貿易の円滑化が促進され、各国の貿易拡大・経済成長に貢献することで、海外に展開する日系企業にも裨益している。各国での制度改

善・能力向上の具体的な成果事例としては以下のとおり。

- イ. 関税手続に係る透明性・一貫性の向上
 - ・品目分類の事前教示制度の導入
 - ・品目分類に資する分析方法の統一
- ロ. 個別国における研修制度の整備
 - ・関税の徴収に係る指導員の育成、研修教材の整備
- ハ. ASEAN域内共通の制度整備
 - ・関税評価マニュアル、事後調査マニュアル、事後調査研修モジュール等の策定
- ニ. 開発途上国税関当局と現地日本人商工会との定期的な意見交換会の立上げ
- ホ. NACCS型システムの導入

4. NACCS型システムの海外展開

我が国は、ASEAN諸国における貿易円滑化の観点から、これまでベトナムとミャンマーに対し、我が国の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入とそれによる税関行政の近代化を支援している。

両国に対する関税局・税関が行う関税技術協力では、新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度とその運用の見直しを支援するとともに、新システムを活用していくための人材育成にも取り組み、包括的なパッケージとして展開している（システム構築の調達費用については、無償資金協力を活用）。

(1) ベトナム

ベトナムでは、e-customsという既存のシステムが利用されていたが、処理能力に限界があったことから、新規システムの開発が計画された。2011年7月には両国税関当局間で、NACCSをベースとしたシステム（VNACCS：Viet Nam Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージ支援について基本的に合意し、同年8月に両国税関共同の作業部会（WG）が設置され、システム導入に向けた検討が開始された。

その後、2012年3月に、システム構築の費用として無償資金協力（26.61億円）の供与を決定、3年近くに亘るWGでの導入検討を経て、2014年4月、VNACCSの運用が開始された（同年6月末に全国への展開が完了）。

なお、運用開始から1年後には、99%の輸出入申告がVNACCSを通じて行われている。

(2) ミャンマー

ミャンマーでは、従来、紙ベースで通関業務が処理されており、輸出入手続が電子化されていないことが経済成長のボトルネックとならないよう、通関システムの導入について検討がなされた。2013年7月には、両国税関当局間でNACCSをベースとしたシステム（MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージについて基

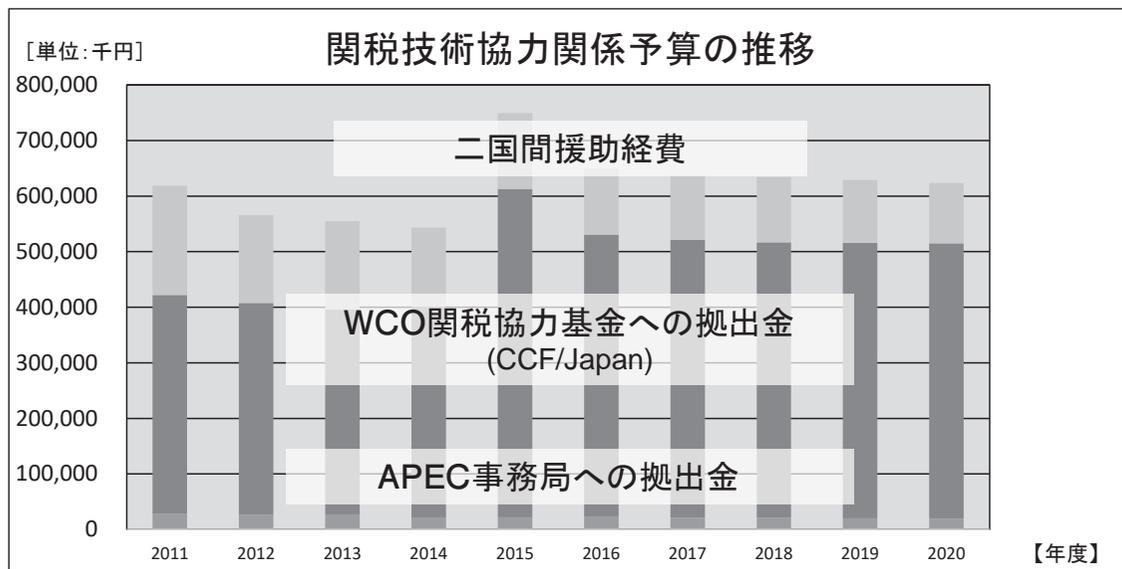
本的に合意し、同月には両国税関共同の作業部会（WG）を設置、ベトナムにおける我が国の経験も活かして、導入に向けた検討が開始された。

その後、2014年4月に、システム構築の費用として無償資金協力（39.9億円）の供与を決定、3年以上に亘るWGでの検討を経て、ヤンゴン・ティラワ地区では2016年11月から、タイとの国境所在のミヤワディ地区では2018年6月から、それぞれMACCSの運用が開始された。

（資料1）関税技術協力の予算規模

予算規模(2020年度(令和2年度)): 6.3億円

- 関税局二国間援助経費 : 1.1億円
- WCO関税協力基金への拠出金(CCF/Japan): 5.0億円
 [関税協力理事会拠出金(CCF/一般) : 3.7億円]
 [模倣品・海賊版拡散防止拠出金(CCF/IPR) : 1.3億円(2008年度から開始)]
- APEC事務局への拠出金 : 0.2億円

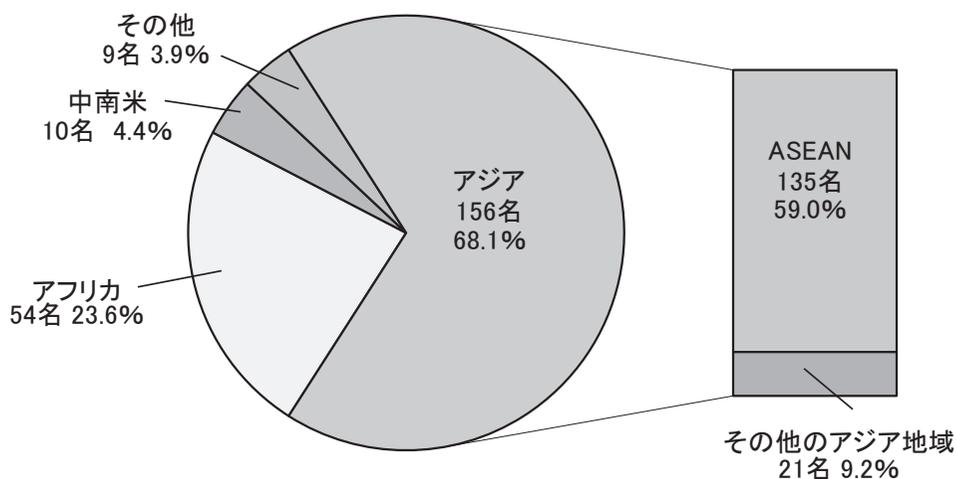


(資料2) 関税技術協力の実績

○ 受入研修

2019年度:58ヶ国から229名受入 累計7,430名受入

受入研修員の地域別割合(2019年度)



○ 専門家派遣

2019年度:19ヶ国へ106名派遣 累計2,701名派遣

専門家派遣の地域別割合(2019年度)

